

## 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

制定：平成 21 年 12 月 14 日  
一部改正：平成 23 年 6 月 28 日  
一部改正：平成 24 年 12 月 21 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 年 月 日

## （目的）

第 1 条 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、県中央交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）準特定地域計画の作成

（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

（3）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げ

る事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 平塚市長又はその指名する者
- ③ 藤沢市長又はその指名する者
- ④ 茅ヶ崎市長又はその指名する者
- ⑤ 相模原市長又はその指名する者
- ⑥ 秦野市長又はその指名する者
- ⑦ 厚木市長又はその指名する者
- ⑧ 大和市長又はその指名する者
- ⑨ 伊勢原市長又はその指名する者
- ⑩ 海老名市長又はその指名する者
- ⑪ 座間市長又はその指名する者
- ⑫ 綾瀬市長又はその指名する者
- ⑬ 寒川町長又はその指名する者
- ⑭ 大磯町長又はその指名する者
- ⑮ 二宮町長又はその指名する者
- ⑯ 愛川町長又はその指名する者
- ⑰ 中井町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ② 神奈川県個人タクシー協会を代表する者
- ③ 東横交通株式会社 専務取締役
- ④ 株式会社ミナミ商会 代表取締役
- ⑤ 相模中央交通株式会社 代表取締役
- ⑥ 相和交通有限会社 代表取締役

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 厚木商工会議所会頭又はその指名する者
- ② 相模原商工会議所会頭又はその指名する者
- ③ 藤沢商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
  - ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
  - ③神奈川県労働局厚木労働基準監督署長
  - ④小田急電鉄株式会社交通サービス事業本部交通企画部課長
  - ⑤一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長
  - ⑥東洋大学国際地域学部国際地域学科教授 岡村 敏之
- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
  - 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。  
ただし、第 5 条第 13 項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の 30 日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
  - 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### （協議会の運営）

- 第 5 条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
  - 3 会長の任期は平成 29 年 1 月 26 日までとする。
  - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
  - 5 協議会には事務局を設置する。
  - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
  - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
  - 8 事務局長の任期は平成 29 年 1 月 26 日までとする。
  - 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
  - 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の 15% を上限として会長が割り振るものとする。
  - 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
    - （１）会長の選出を議決する場合
 

第 4 条第 1 項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に 1 個の議決権を、その他の構成員については各自 1 個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
    - （２）設置要綱の変更を議決する場合
 

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

      - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
      - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に

配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

制定：平成 21 年 11 月 20 日  
一部改正：平成 22 年 3 月 15 日  
一部改正：平成 23 年 7 月 14 日  
一部改正：平成 24 年 12 月 11 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 年 月 日

## （目的）

第 1 条 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、湘南交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）準特定地域計画の作成

（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要

な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 神奈川県知事又はその指名する者
- ② 鎌倉市長又はその指名する者
- ③ 逗子市長又はその指名する者
- ④ 葉山町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ② 大船自動車株式会社 代表取締役
- ③ 京急交通株式会社 取締役管理部長

(3) 労働組合等

- ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ① 鎌倉商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③ 神奈川労働局藤沢労働基準監督署長
- ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長
- ⑤ 東洋大学国際地域学部国際地域学科教授 岡村 敏之

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、

協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### (協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

##### (1) 会長の選出を議決する場合

第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

##### (2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。



- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
  - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
  - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
  - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
  - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
  - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
  - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。  
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。  
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

制定：平成 22 年 1 月 18 日  
一部改正：平成 22 年 4 月 28 日  
一部改正：平成 23 年 7 月 26 日  
一部改正：平成 25 年 2 月 5 日  
一部改正：平成 26 年 1 月 24 日  
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日  
一部改正：平成 年 月 日

## （目的）

第 1 条 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、小田原交通圏（以下、「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）準特定地域計画の作成

（2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、法第8条第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ①神奈川県知事又はその指名する者
- ②小田原市長又はその指名する者
- ③南足柄市長又はその指名する者
- ④大井町長又はその指名する者
- ⑤松田町長又はその指名する者
- ⑥山北町長又はその指名する者
- ⑦開成町長又はその指名する者
- ⑧箱根町長又はその指名する者
- ⑨真鶴町長又はその指名する者
- ⑩湯河原町長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ①一般社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
- ②伊豆箱根交通株式会社 代表取締役社長
- ~~③小田原報徳自動車株式会社 代表取締役~~
- ③松田合同自動車株式会社 代表取締役
- ④富士箱根交通株式会社 代表取締役

(3) 労働組合等

- ①全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者

(4) 地域住民

- ①小田原箱根商工会議所会頭又はその指名する者

(5) その他協議会が必要と認める者

- ①神奈川県警察本部交通部交通規制課長
- ②神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
- ③神奈川労働局小田原労働基準監督署長
- ④一般財団法人箱根町観光協会専務理事

⑤一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長

⑥東洋大学国際地域学部国際地域学科教授 岡村 敏之

- 2 協議会は前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。  
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業

者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果を持って協議会の決議に代えることができる。  
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
  - (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
  - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

# タクシー事業の現状について

平成27年10月28日  
県央・湘南・小田原交通圏  
タクシー事業適正化・活性化協議会





# タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

## 特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

### 特定地域（大臣指定）

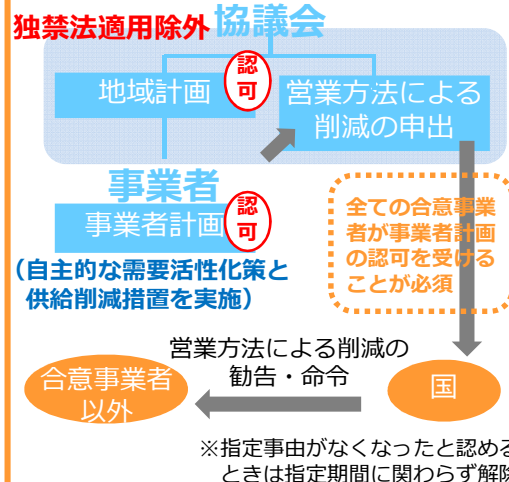
- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

### 特定地域（大臣指定・運審諮問）

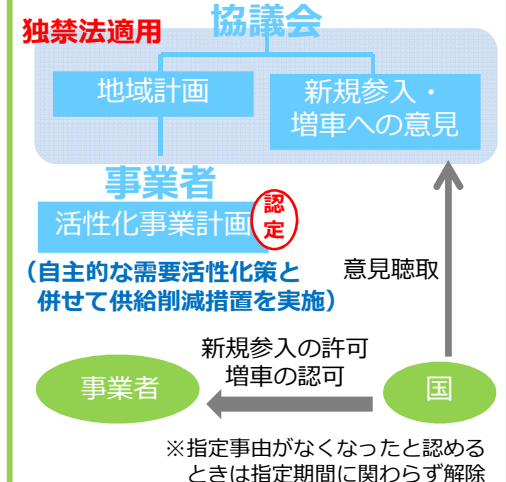
- ◆ 新規参入・増車：禁止 期間3年
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

### 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制 期間3年
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

## タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

## 道路運送法

全国

指定地域  
(告示で指定)

特定指定地域  
(告示で指定)

登録制  
〔講習〕

登録制  
〔試験〕

登録制  
〔試験〕

### ◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

### ◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

# 準特定地域一覧 (平成27年10月1日現在)

運輸局等	都道府県	準特定地域(133地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	-
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 西多摩交通圏
	神奈川	県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、 市原交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏、 鹿行交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	新潟	長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 柏崎市A
北陸信越	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	南加賀交通圏
	長野	松本交通圏、上田市A、飯田市A
	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏
中部	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、 浜松交通圏
	岐阜	大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 東濃東部交通圏、東濃西部交通圏
	三重	津交通圏
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域(133地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、 湖東交通圏、湖北交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
	中国	広島
鳥取		鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
島根		松江市、出雲市
岡山		岡山市、津山市
山口		下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	佐世保市、諫早市
	熊本	八代交通圏
	大分	別府市
	宮崎	都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿児島空港交通圏
沖縄	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 638地域)

# (1) 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

営業区域名	地域計画合意	法人タクシー(H27.9.30現在)									個人タクシー			
		事業者数	申請					認定事業者数	認定			事業者数 (H27.9末)	申請者数 (H27.9末)	認定事業者数 (H27.9末)
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			事業者数		減車数	休車数				
				申請者数	減車数	休車数								
県央交通圏	H22.3.29	54	54	37	43	56	54	37	43	56	328	320	320	
湘南交通圏	H22.4.22	13	13	10	9	12	13	10	9	12				
小田原交通圏	H22.4.28	15	15	12	26	23	15	12	26	23				

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したものの。

※福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

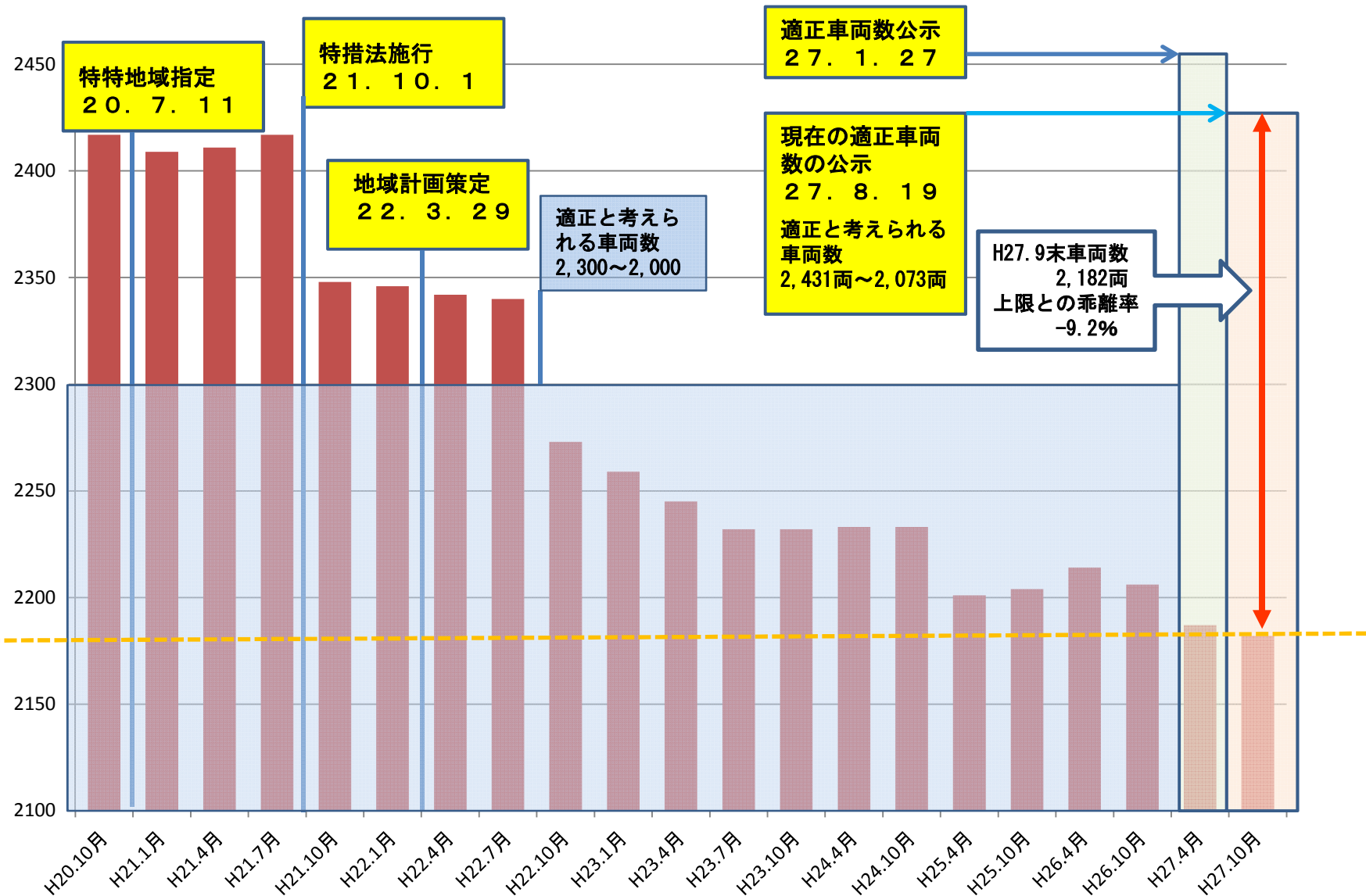
営業区域名	現在車両数 ①	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/①)	申請された減・休車が すべて実施された場合 の車両数 ②	適正車両数 上限との乖離率 (1-③/②)	適正車両数(H27.1.27公示) (平成27年8月19日一部改正)	
					下限値	上限値③
県央交通圏	2182	-11.4%	2182	-11.4%	2,073	~ 2,431
湘南交通圏	389	3.9%	389	3.9%	332	~ 374
小田原交通圏	501	10.8%	501	10.8%	397	~ 447

※現在車両数は期間限定減車車両数を除外したものの。

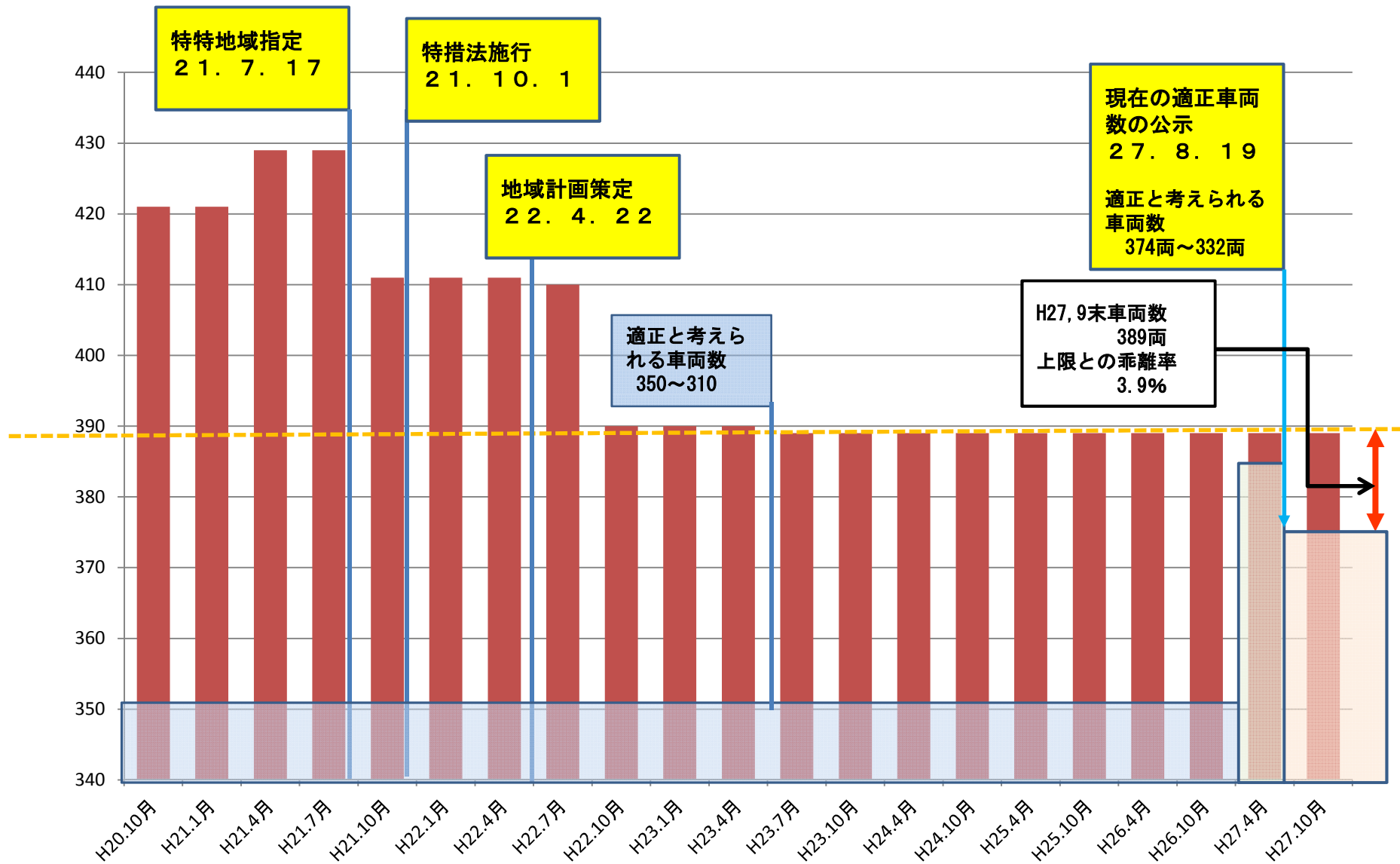
●旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準車両数 ① (H20.7.11)	現在車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・休車が すべて実施された場合 の車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数の乖離	適正車両数
県央交通圏	2509	2237	10.8%	2237	10.8%	約10%~20%	2,000 ~ 2,300
湘南交通圏	429	389	9.3%	389	9.3%	約20%~30%	310 ~ 350
小田原交通圏	575	501	12.9%	501	12.9%	約10%~20%	450 ~ 500

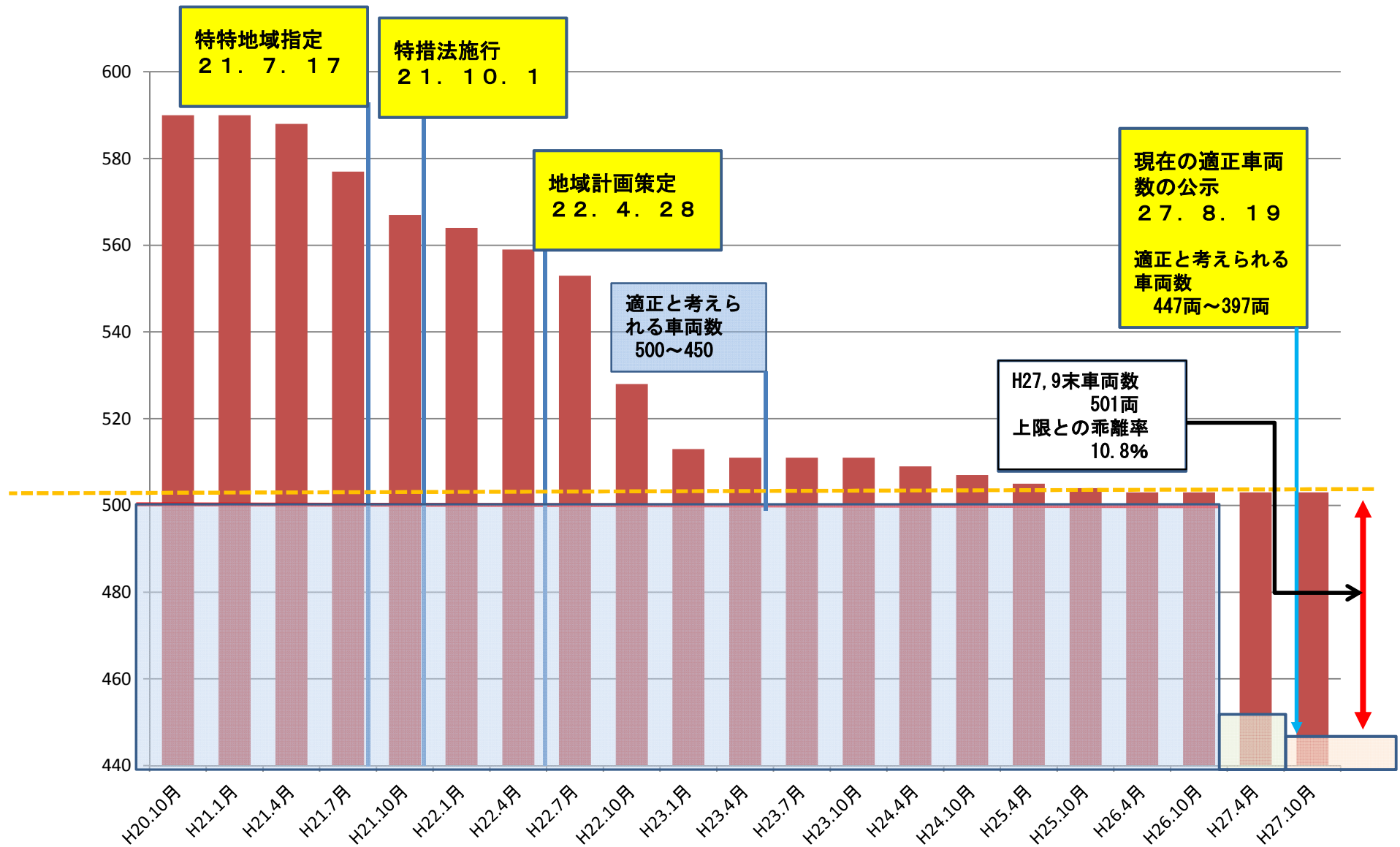
## (2) 県央交通圏の实在車両数の推移について



## (2) 湘南交通圏の实在車両数の推移について

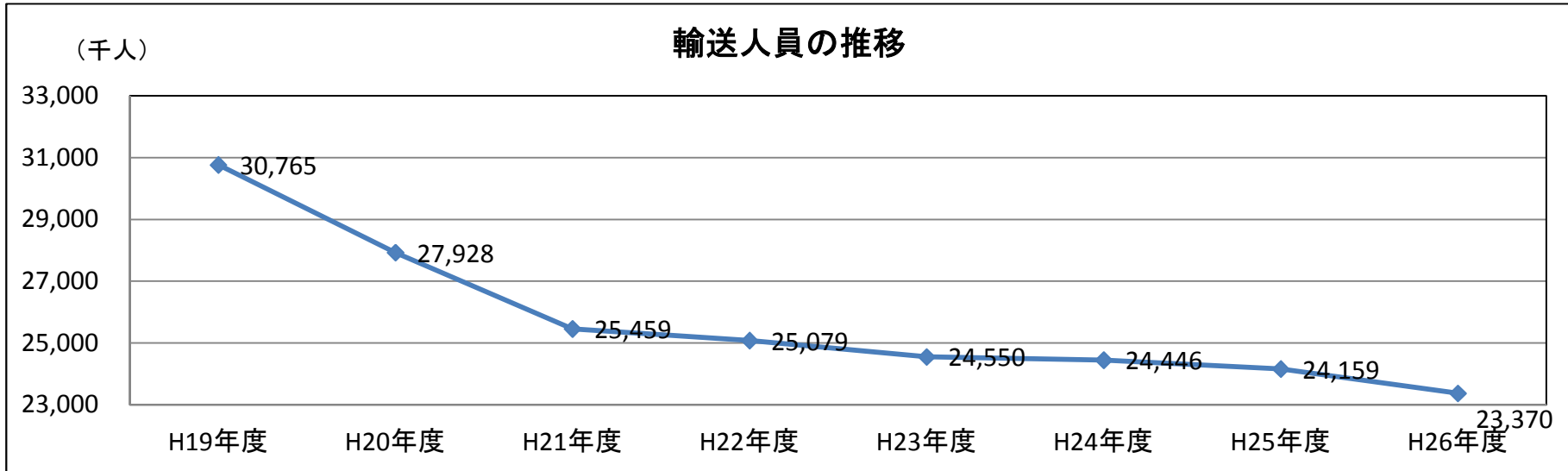


## (2) 小田原交通圏の实在車両数の推移について

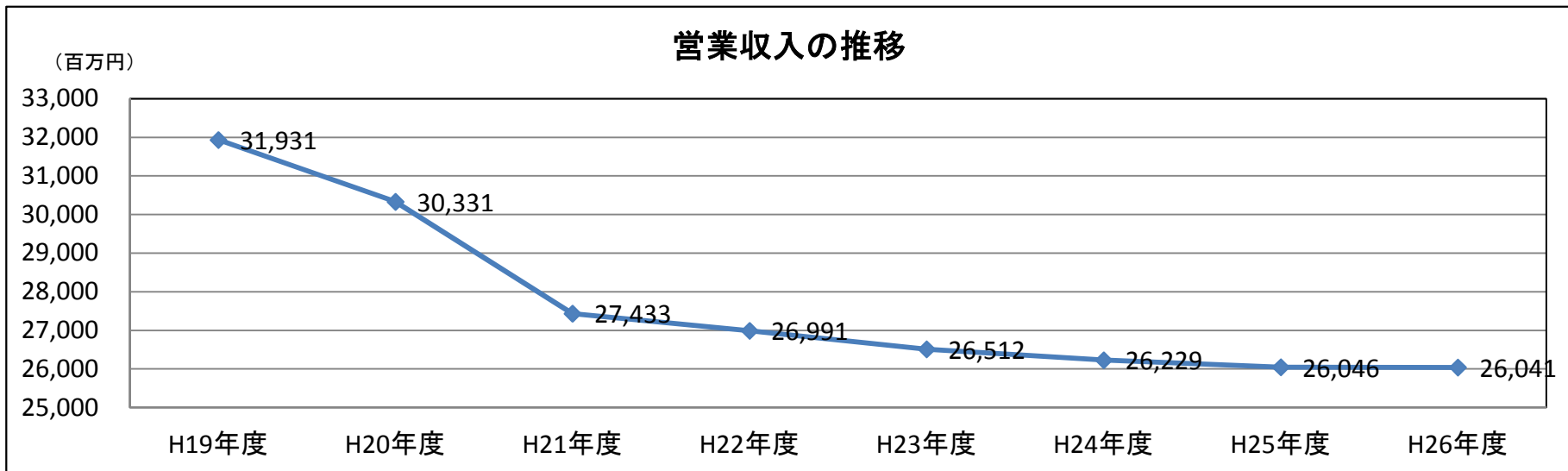


### (3)各種指標の比較 (①県央交通圏) 1/3

#### ①輸送人員の推移



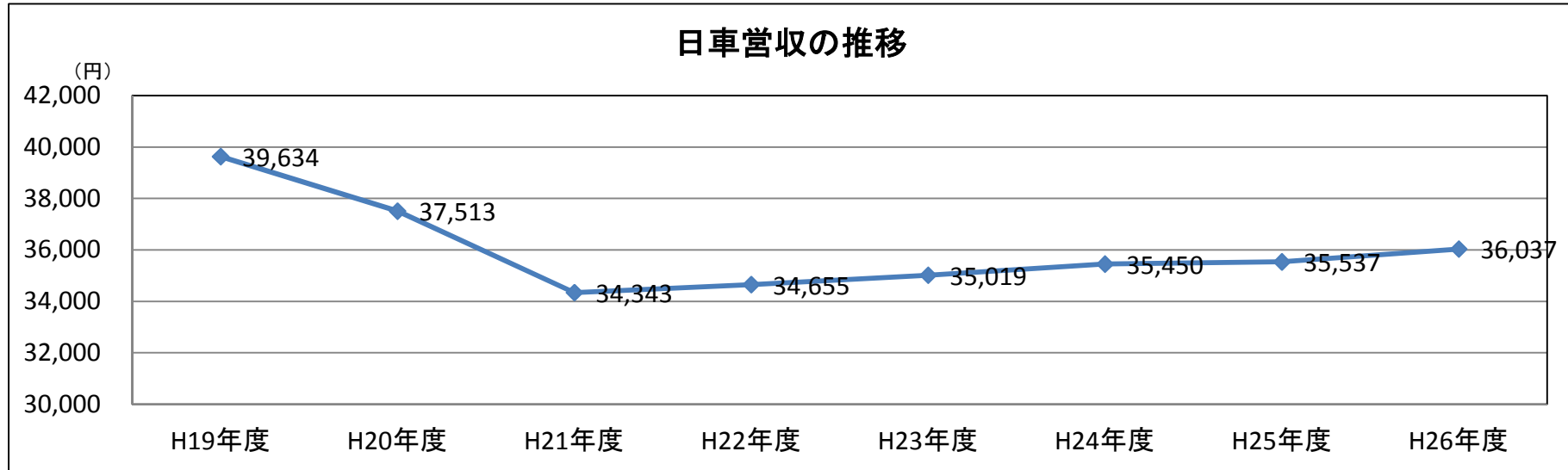
#### ②営業収入の推移



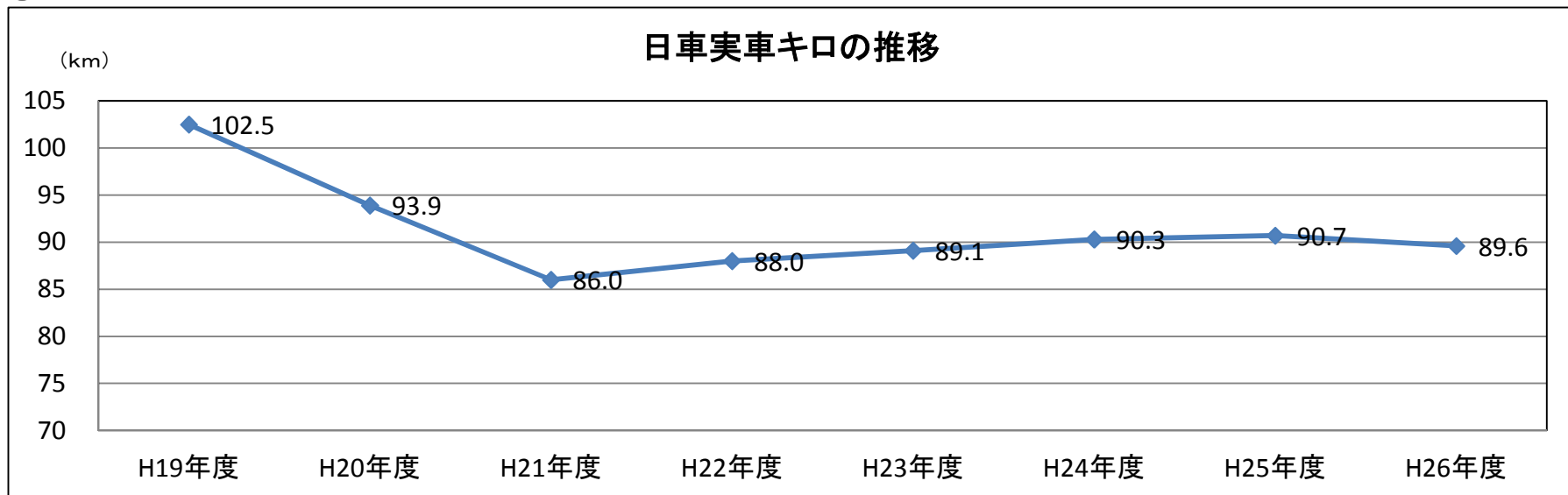


### (3)各種指標の比較 (①県央交通圏) 2/3

#### ③日車營收の推移

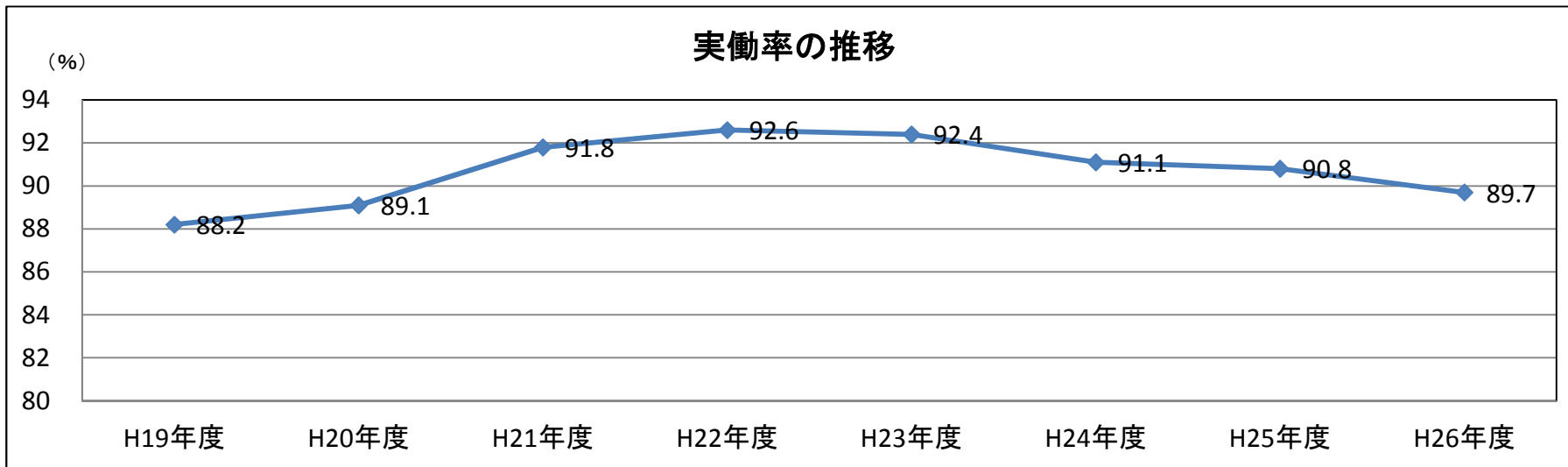


#### ④日車実車キロの推移

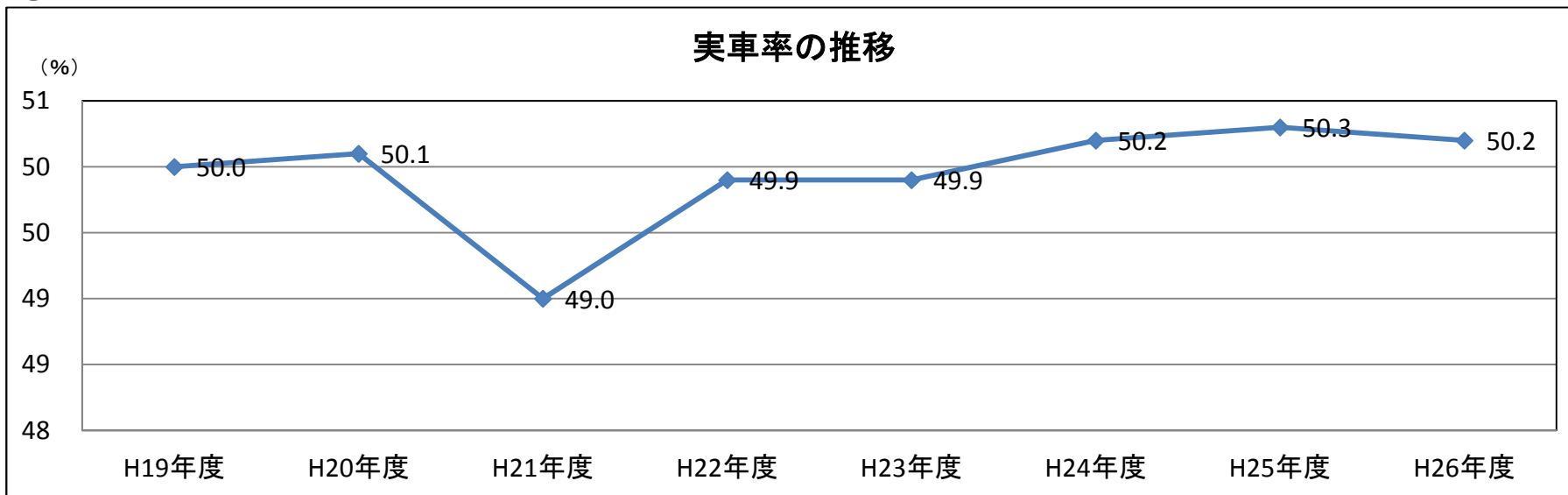


### (3)各種指標の比較 (①県央交通圏) 3/3

#### ⑤実働率の推移

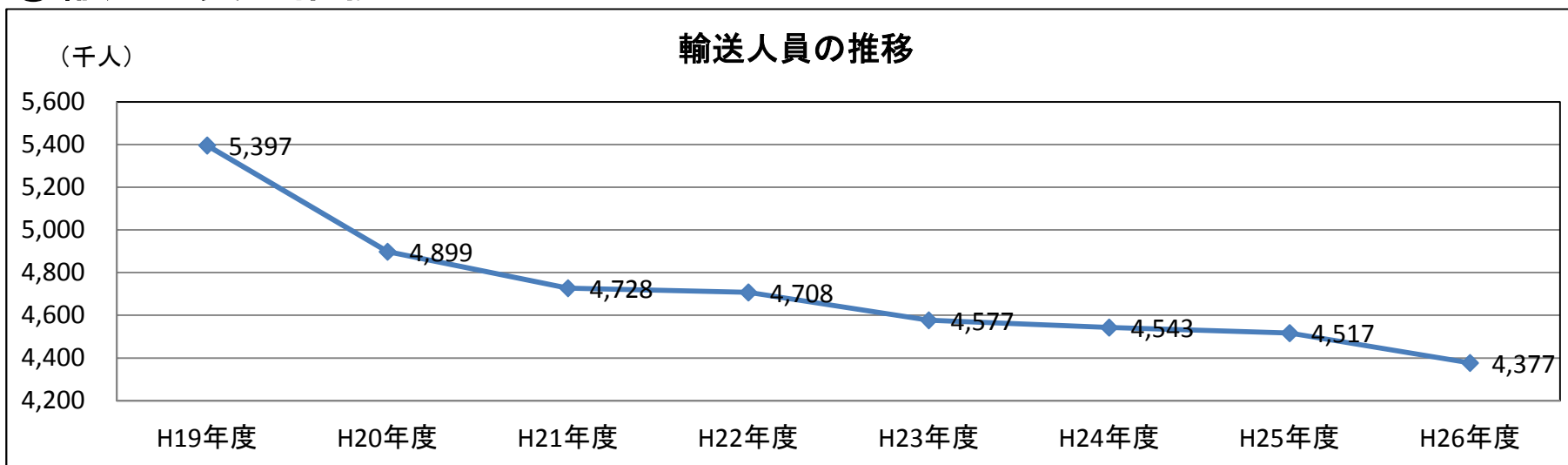


#### ⑥実車率の推移

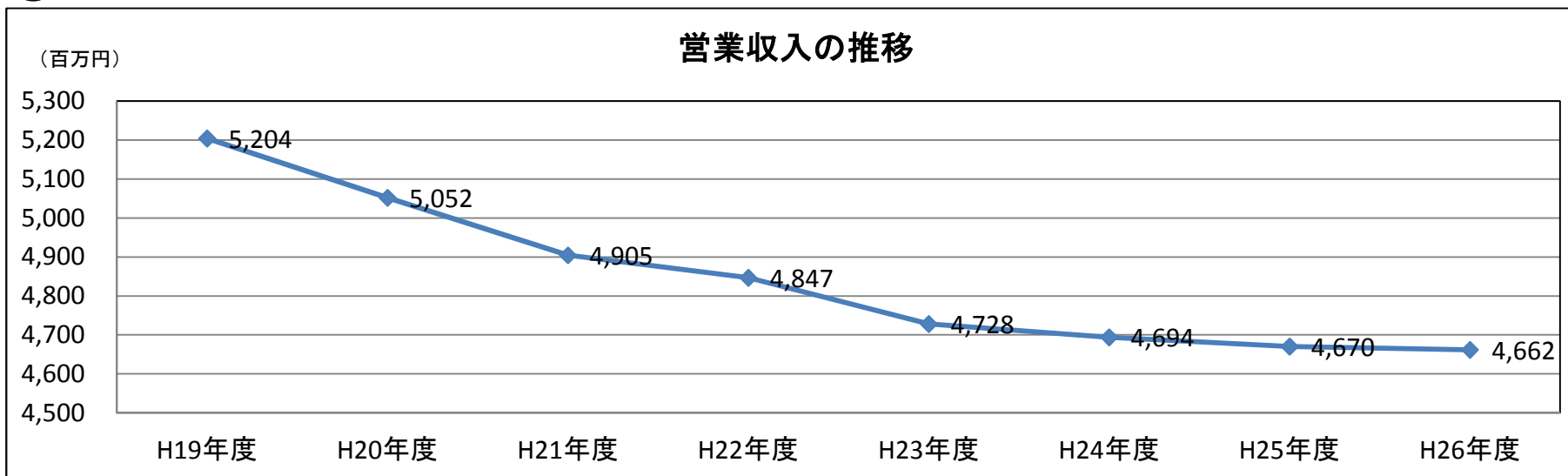


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 1/3

#### ①輸送人員の推移

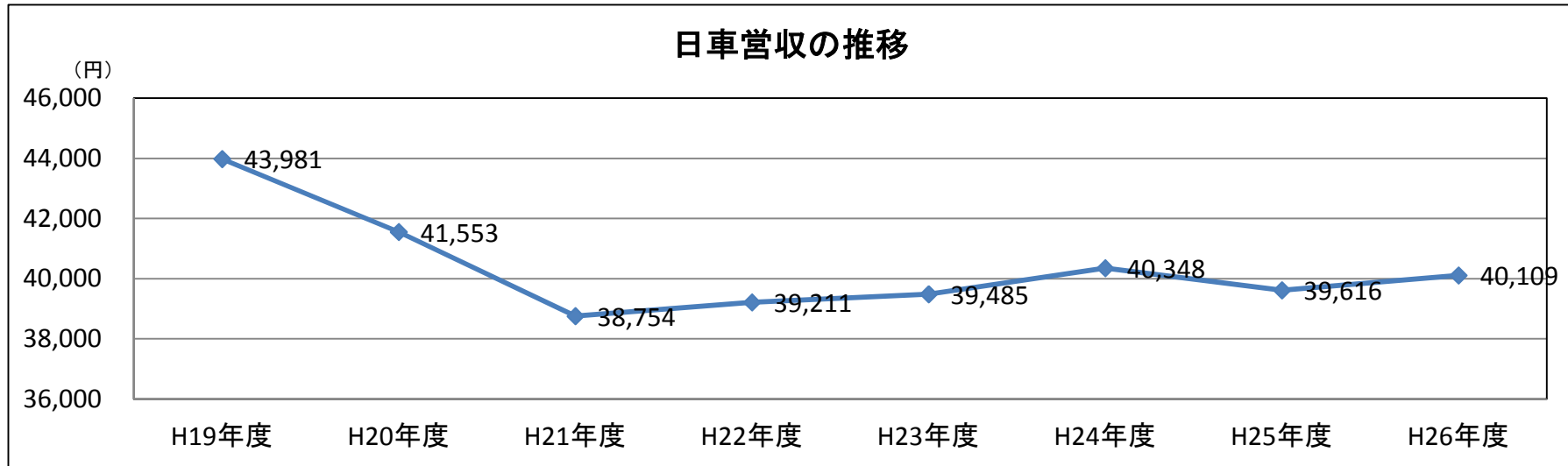


#### ②営業収入の推移

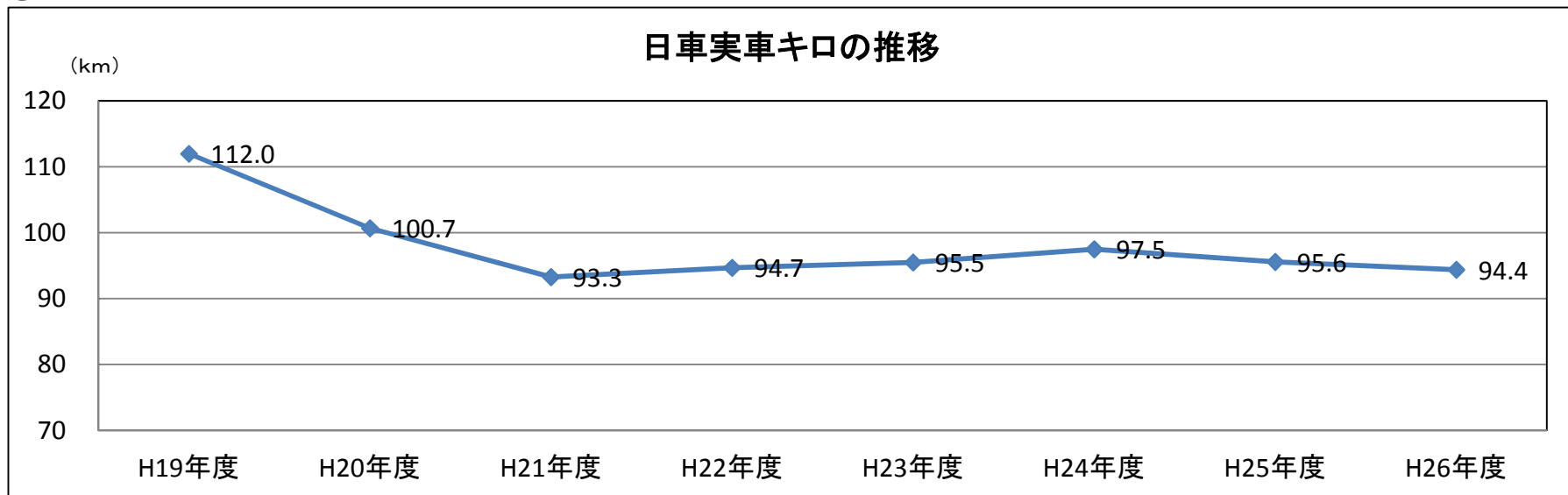


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 2/3

#### ③日車營收の推移

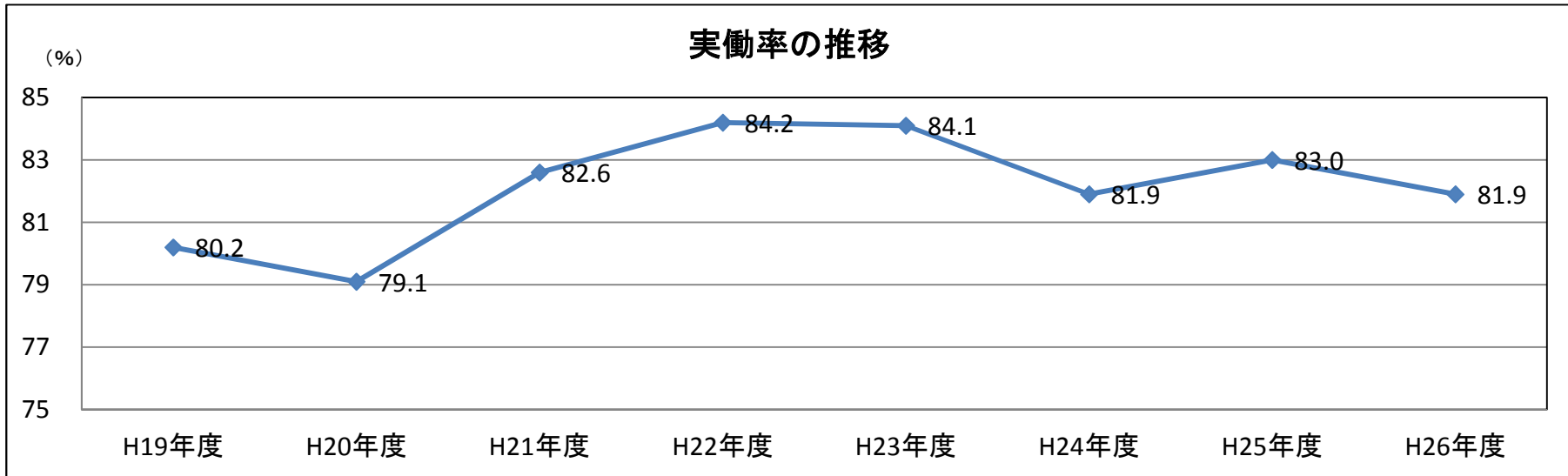


#### ④日車実車キロの推移

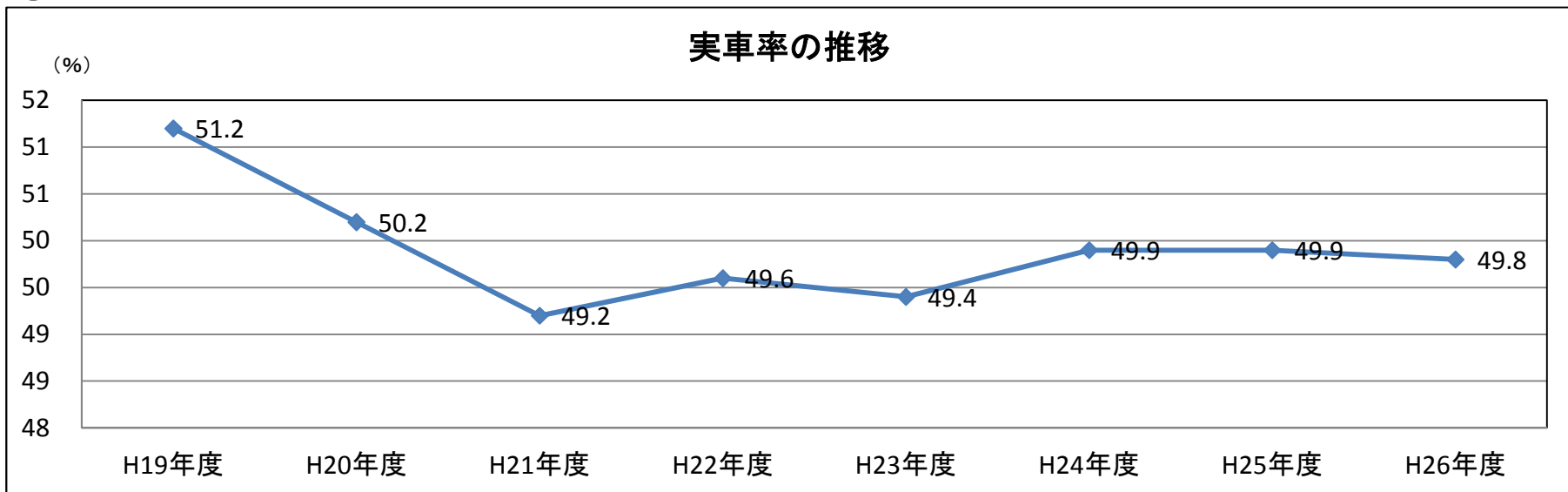


### (3)各種指標の比較 (②湘南交通圏) 3/3

#### ⑤実働率の推移

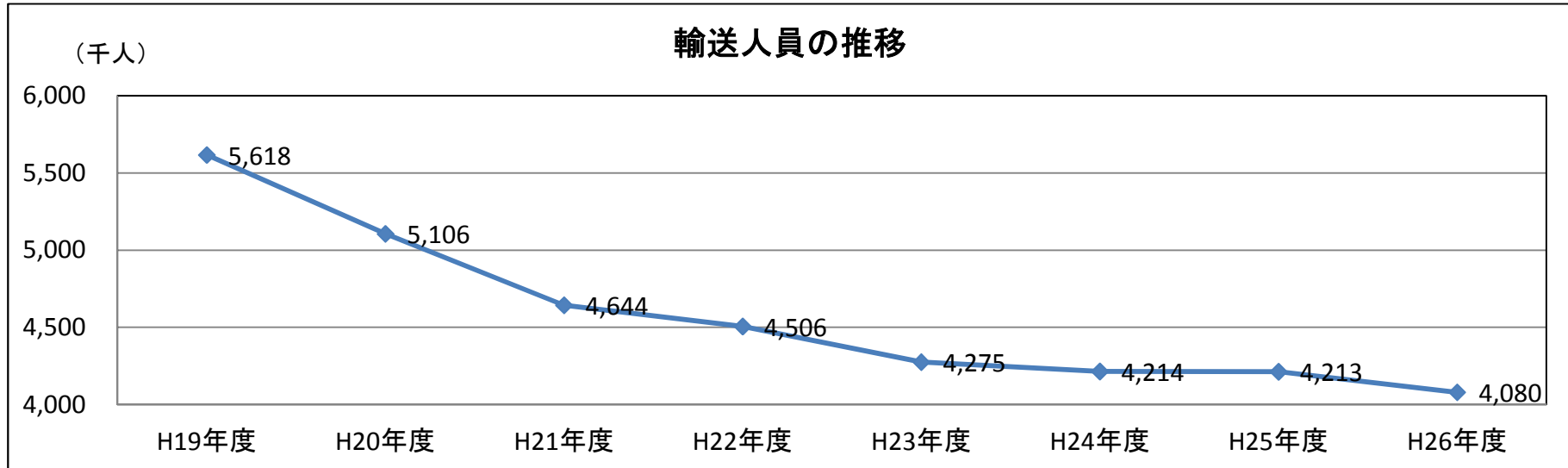


#### ⑥実車率の推移

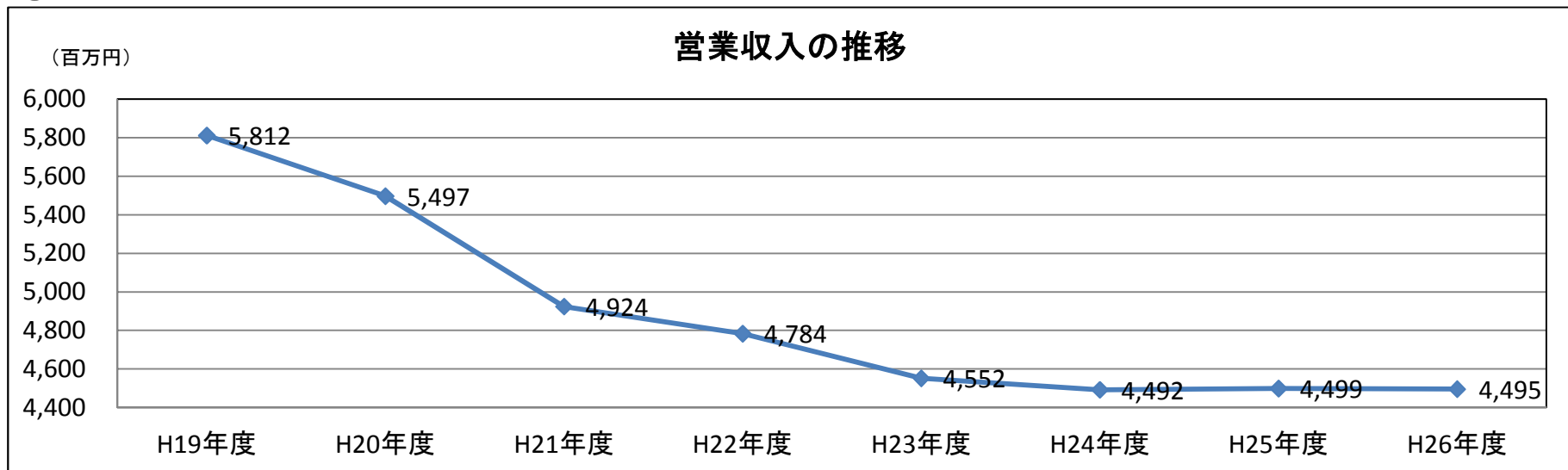


### (3)各種指標の比較 (③小田原交通圏) 1/3

#### ①輸送人員の推移

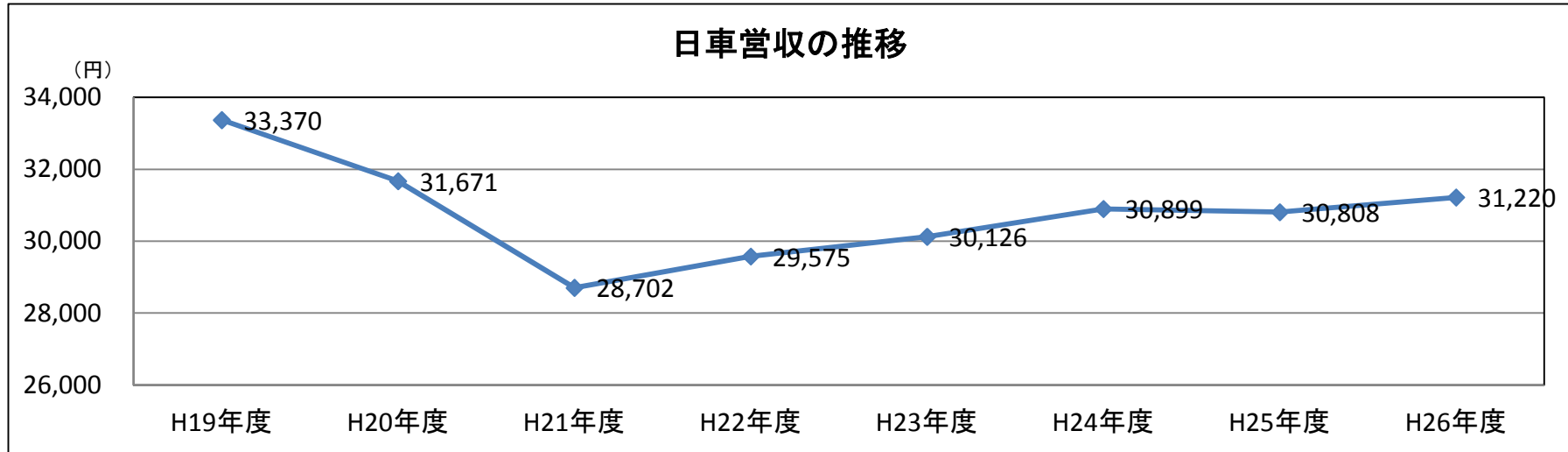


#### ②営業収入の推移

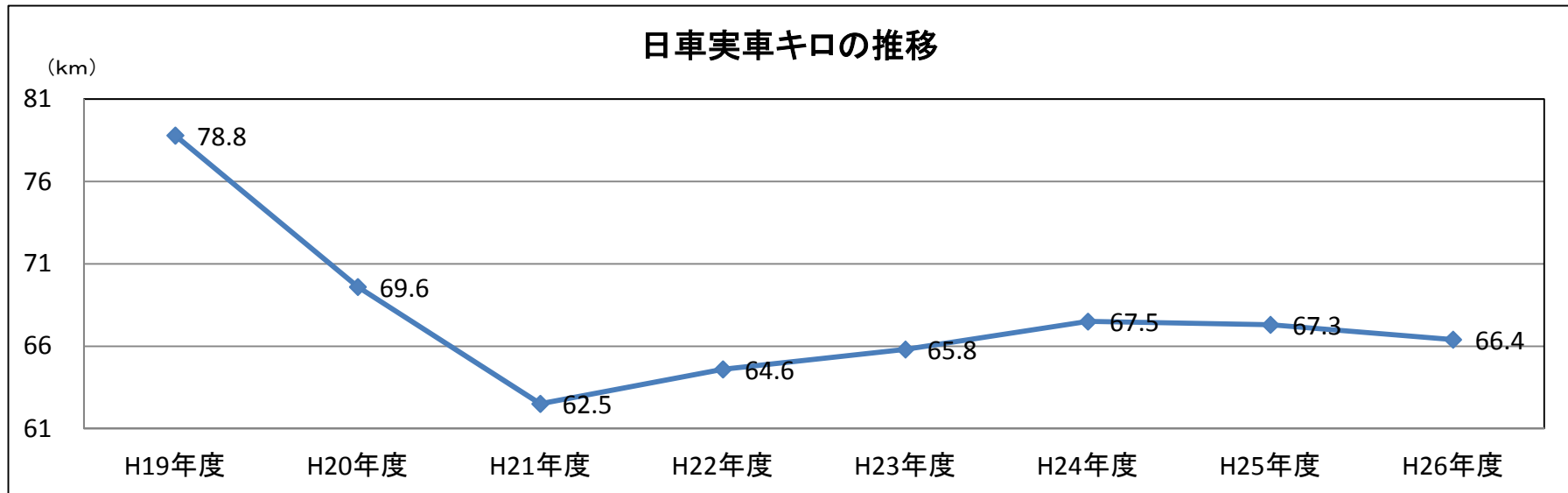


### (3)各種指標の比較 (③小田原交通圏) 2/3

#### ③日車營收の推移

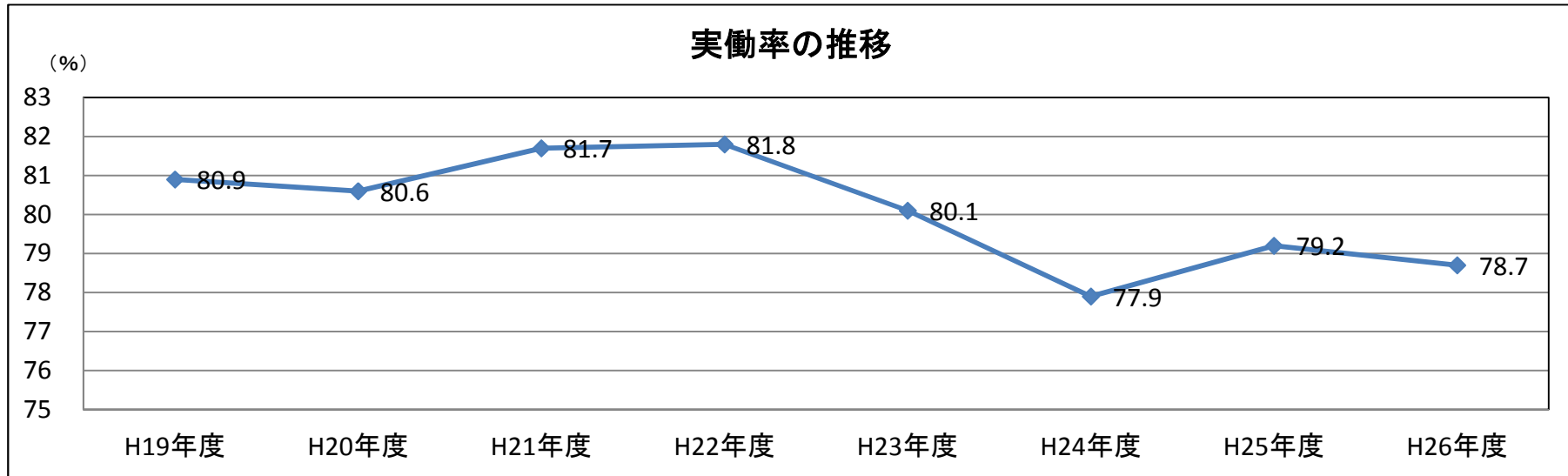


#### ④日車実車キロの推移

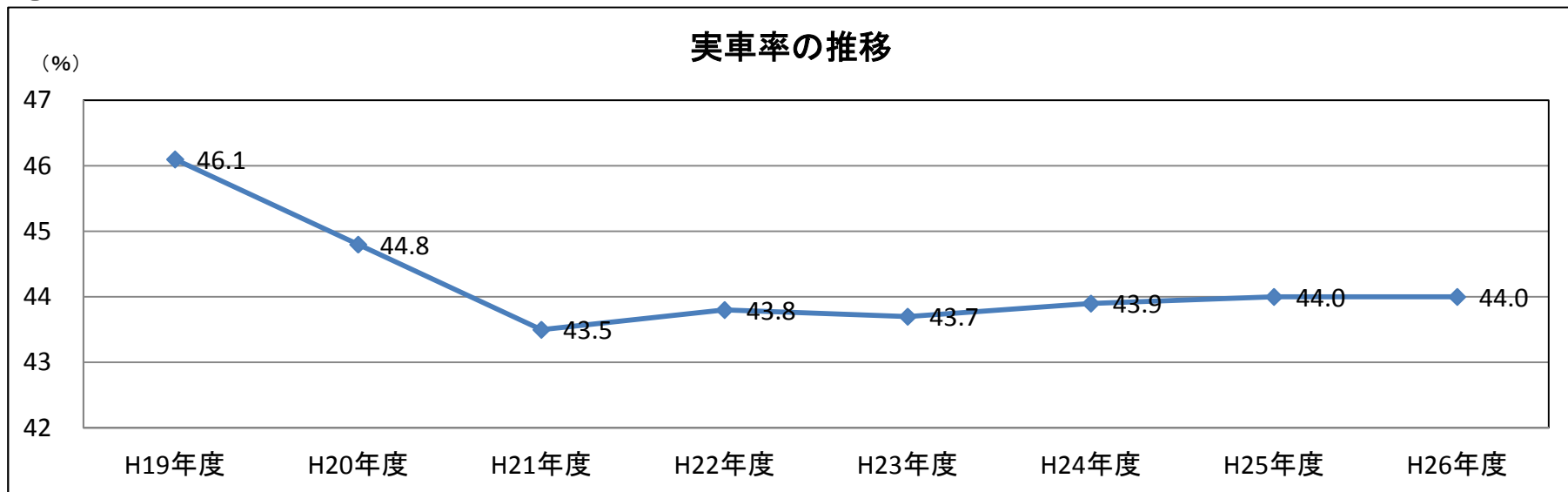


### (3)各種指標の比較 (③小田原交通圏) 3/3

#### ⑤実働率の推移



#### ⑥実車率の推移





# タクシー事業の活性化に係る 改正特措法施行後の取り組み状況について

平成27年10月28日  
県央交通圏 タクシー事業適正化・活性化協議会

## 地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能向上
- ⑥ 観光立国実現に向けた取組
- ⑦ 防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善、向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対応

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者に配布。</li> <li>・今後、全車両にエコーカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者に配布。</li> <li>・全車両にお客様要望カードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図っている。</li> </ul>
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師2名による講演会を実施。 (H.23.2.15 参加人数157名) (H.24.2.16 参加人数118名)</li> <li>・「支部だより」によりマナー向上の啓発を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を実施。H21.10から順次会員事業者を集め平成25年6月までに全員受講済み</li> <li>・昨年度に続き本年度も傘下組合において接客コンテストを実施</li> </ul>
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EVタクシー導入に伴いケア講習を実施。 ( H23.1.25 参加人数63名、実施機関：神奈川県)</li> <li>・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修」実施機関としての認定を受け実施。 24年度 257名、25年度 355名、26年度 243名 <b>27年9月末現在128名受講、11月20日及び28年2月4日予定。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉輸送に積極的に関与していくため、協会主催のケア講習を検討予定。</li> </ul>
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短距離利用者増加のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ちよつとそこまでハイどうぞ」を明記したステッカーを車体に貼付。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカーを貼付)</li> </ul>
早朝予約の積極受注の推進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前予約により実施。今後周知活動を図る。</li> </ul>
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解いただくためのリーフレット作成を両協会で行う予定。</li> <li>・クリアファイル、シャープペンシルを作成し配布した。</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーのパンフレットを作成、配布。</li> <li>・UDタクシー広報のための絆創膏を作成し配布した。</li> <li>・成田・羽田定額運賃パンフレットを開港祭・カーフリーデーにおいて配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年9月現在87%の事業者が参加。昨年12月の更新時からはスキルアップ講習の受講を義務化し、マスターの高度化及び審査の厳格化を図る。</li> </ul>
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良適格者を県協会において表彰。その後、全国個人タクシー協会まで推薦。(24年度＝県協会長表彰者：10名、全国個人タクシー協会会長表彰者：4名)</li> </ul>

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会	中期	・今後検討予定。	
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会ホームページのタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)を見直し、UDタクシー、定額運賃等の情報を掲載し充実を図った。(H.24. 5)</li> <li>・様々な情報を見易くする為にホームページを更新をした。(H.25.10)</li> <li>・(一社)全国ハイヤータクシー連合会で情報検索サイト「全国タクシーガイド」の運用開始。(H26.2)</li> </ul>	
タクシー利用者に対するアンケート調査の充実	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内に「お客様要望カード」を掲載し、苦情、要望等を記入していただき協会宛送付していただき、会員事業者に周知している。</li> </ul>
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討中。</li> <li>・「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」に参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ②安全性の維持・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者研修を実施。 (H22.11.302名、H23.11. 268名、H24.11. 315名、H25.11. 290名 H26.11. 290名 H27.10.27及び12.7実施予定。)</li> <li>・事業用自動車事故防止対策研修会を実施。 (H23.7.27 参加人数244名)</li> <li>・交通指導員研修会を実施。 (H.23.11. 253名、H24.11. 236名、H25.11. 222名、 H26.11. 226名、H.27.11.30実施予定)</li> <li>・暴力団・覚せい剤等対策の研修を実施。 (H. 26.11.25 139名、H27.11.25 実施予定)</li> </ul>	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年7月～12月行われる「セーフティチャレンジかながわ」に協賛し事故防止に努めている。</li> </ul>	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故惹起事業者及び67歳以上を対象として講習会を実施</li> </ul>
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東防災連絡会に参画。</li> <li>・「支部だより」により大地震発生時の危機管理等の啓蒙を図った。</li> <li>・乗務員教育については、各社において随時実施している。</li> <li>・「乗務員用災害対策マニュアル」を作成中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.3.11の震災を受け、震災時の対応教育の実施を検討予定。</li> </ul>

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催。</li> </ul>
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ③環境問題への貢献

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。</li> <li>EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。</li> <li>低公害車導入促進のため、低公害車両専用乗り場設置に向けて今後検討していく予定。</li> <li>かながわEVタクシープロジェクト主催によりEVタクシー利用促進のため「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーンを実施。(H25.1.1～2.28、 H25.9.20～12.25)</li> <li>かながわソーラーフェア(H.25.1.26:横浜赤レンガ)及び麒麟横浜ビアビレッジ(H.25.2.9～2.11、H25. 10.11～13及び11.1～3):麒麟ビール横浜工場)において利用促進のためのイベントを開催。また横浜ベイサイドマリーナにおいて3.7～9にイベントを開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車両導入促進に向け、低公害車車両専用乗り場設置を法人協会と検討していく予定。</li> </ul>

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ④交通問題、都市問題の改善

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会	短期	・協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。	・同左
タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会	短期	・同上	・同左
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会	短期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会	中期	・相模大野駅(H8. 10)で実施しているが、藤沢駅南口(H23. 4)、橋本駅南口(H24. 10)でそれぞれショットガン方式を実施した。 ・本厚木駅タクシー乗場はGPS管理方式を実施。	・同左
鉄道駅等の乗り場への乗り入れ自主規制の導入・充実	法人協会、個人協会	短・中期	・各地区において自主ルールで実施中。	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会	短・中期	・必要に応じ検討。	・必要に応じて検討。
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	・国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。 ・首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループから交通起終点調査協力。 ・神奈川県道路利用者会議に参画。 ・神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会、個人協会	中期	・経営委員会で検討中。	・タクシー事業の新たな需要開拓として観光輸送の充実策について検討していく予定。

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・藤沢、大和、海老名、相模大野、橋本駅等にタクシー乗り場誘導案内表示あり。(道路標記、導線については管理会社へ要請、また更に検討していく。)	・同左
都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置付けに関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	・地域公共交通会議に参画。(平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、相模原市、藤沢市、大磯町、二宮町、寒川町)	・今後、自治体との調整を図れる体制を構築していく予定。



# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ⑥観光立国実現に向けての取り組み

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	・乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。	・外国人利用者の利便向上を図るための検討を実施していく予定。 ・同左。
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	・観光立国かながわ推進連絡会議に参画。 ・関東観光推進会議に参画。 ・神奈川EVプロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携により観光促進を図る。 ・京浜交通圏でモデル事業として始めた「かながわ観光タクシードライバー認定制度」について検討する。	・県央地区の観光地区案内強化に向け、今後、観光協会との体制作りを行っていく予定。 ・観光客の動行並びに今後の観光需要の増加等について外部講師による講習会開催。
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・かながわ観光タクシードライバー認定制度について検討。 ・外部講師による研修会を検討予定。	・同左

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・今後検討予定。

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務・経営委員会主催による講習会を実施。 (H23.2 157名, H24.2 118名, H25.2 135名、H26.2 118名、 H27年2 145名参加、H28.2.23開催予定)</li> <li>・労務経営委員会において、神奈川労働局と労務管理等の勉強会を開催(H25年2月、7月、10月及び11月)</li> <li>・厚木、大和、秦野、伊勢原地区で労務管理等研修を実施(H.27.7) その他の地区においては今後検討予定。</li> <li>・会員事業所の乗務員に対し、将来の展望、今後の生活設計などについてアンケート調査を実施した。(平成26年3月)</li> <li>・固定給制度を導入したタクシー会社を労務委員が訪問し、導入に至る経過、導入後の諸課題について意見交換した。(平成26年9月)</li> <li>・労務委員会において、神奈川労働局職員を招き、子育て支援、労務管理等について勉強会を実施。(平成26年11月)</li> <li>・事業所内保育所を設置しているタクシー会社を労務委員が訪問し、運営状況等について意見交換。(平成27年2月)</li> <li>・労務委員会においてモデル就業規則を作成し、HPに掲載の上、全会員に対し活用を勧めた。(平成27年4月)また、平成27年から6～7月にかけて、各交通圏別に会員事業所を対象とした普及促進セミナーを実施。</li> </ul>	

# タクシー協会(法人・個人)での取り組み状況

## ⑨事業経営の活性化、効率化

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	・初乗り運賃短縮による影響調査・分析を実施した。	・法人協会と調整を図り検討していく予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	・利用者の新たな要望について、定期的なアンケート等を検討予定。 HPの充実を図り利用者の要望把握に努める。

# タクシー事業の活性化に係る 改正特措法施行後の取り組み状況について

平成27年10月28日

湘南交通圏 タクシー事業適正化・活性化協議会

## 地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能向上
- ⑥ 観光立国実現に向けた取組
- ⑦ 防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善、向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対応

# タクシー協会における取り組み状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者に配布。</li> <li>・今後、全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。</li> </ul>
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師2名による講演会を実施。(H.23.2 157名、H.24.2 118名参加)</li> </ul>
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.1.25EVタクシー導入に伴いケア講習を実施。(参加人数63名、実施機関：神奈川県)</li> <li>・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修」実施機関としての認定を受け実施。 24年度 257名。25年度 355名、26年度 243名が受講。27年9月末128名</li> </ul>
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短距離利用者増加のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。</li> </ul>
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解いただくためのリーフレットの作成を検討予定。</li> <li>・クリアファイル、シャープペンシルを作成し配布した。</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーのパンフレットを作成・配布。</li> <li>・UDタクシー広報のための絆創膏を作成し配布した。</li> <li>・成田・羽田定額運賃パンフレットを開港祭・カーフリーデーにおいて配布。</li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

湘南交通圏

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
地理教育制度の充実	法人協会	中期	・今後検討予定。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	・協会ホームページのタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)を見直し、UDタクシー、定額運賃等の掲載し充実を図った。(24. 5) ・様々な情報を見易くする為にホームページを更新をした。(H25.10) ・(一社)全国ハイヤータクシー連合会で情報検索サイト「全国タクシーガイド」の運用開始。(H26.2)
タクシー利用者に対するアンケート調査の充実	法人協会	短・中期	・全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会	中期	・乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。 ・「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」に参画。

# タクシー協会における取り組み状況

## ②安全性の維持・向上

### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者研修を実施。 (H22.11.302名、H23.11. 268名、H24.11. 315名、H25.11. 290名 <b>H26.11.290名、 H27.10.27及び12.7実施。)</b></li> <li>・事業用自動車事故防止対策研修会を実施。(23.7.27 参加人数244名)</li> <li>・交通指導員研修会を実施。 (H.23.11. 253名、 H24.11. 236名、 H25.11. 222名、<b>H26.11.226名、 H.27.11.30実施)</b></li> </ul>
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年7月～12月行われる「セーフティチャレンジかながわ」に協賛し事故防止に努めている。</li> </ul>
事業用自動車事故防止コンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年6月～8月の3ヶ月間全社参加して実施している。(主催:タクシー・バス・トラックの3協会)</li> <li>H22年度表彰 県警本部長・支局長表彰(1社)、会長表彰(1社)、3団体連盟顕彰(7社)</li> <li>H23年度表彰 会長表彰(5社)、3団体連盟顕彰(9社)</li> <li>H24年度表彰 会長表彰(3社)、3団体連盟顕彰(8社)</li> <li><b>H25年度表彰 県警本部長・支局長表彰(2社)、会長表彰(7社)、3団体連盟顕彰(7社)</b></li> <li><b>H26年度表彰 県警本部長・支局長表彰(2社)、会長表彰(8社)、3団体連盟顕彰(5社)</b></li> </ul>
社内無事故コンクールの導入・充実	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S42年より各社にコンクール実施を呼びかけ協賛している。 (実施期間:6月1日～翌年5月31日の1年間)</li> </ul>
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東防災連絡会に参画。</li> <li>・<b>「乗務員用災害対策マニュアル」を作成中。</b></li> </ul>

### 【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。</li> </ul>
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討予定。</li> </ul>



# タクシー協会における取り組み状況

## ③環境問題への貢献

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会	短期・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。</li> <li>EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。</li> <li>低公害車両専用乗り場設置に向け今後検討していく予定。</li> <li>かながわEVタクシープロジェクト主催によりEVタクシー利用促進のため「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーンを実施。(H25.1.1～2.28、 H25.9.20～12.25)</li> <li>かながわソーラーフェア(H,25.1.26:横浜赤レンガ)及び麒麟横浜ビアビレッジ(H.25.2.9～2.11、H25. 10.11～13及び11.1～3):麒麟ビール横浜工場)において利用促進のためのイベントを開催。また横浜ベイサイドマリーナにおいて3.7～9にイベントを開催。</li> <li>横浜駅東口タクシー乗り場において、H25.11及びH26. 2 に普及拡大を図るための調査を実施。</li> <li>逗子市民祭りにEVタクシーによる送迎を実施。</li> <li>逗子駅タクシープールに「アイドリングストップ推進」の看板を掲出し乗務員の啓蒙を促した。</li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ④交通問題、都市問題の改善

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。</li> <li>支部においては、大船、鎌倉、逗子各駅構内ごとに実施(随時)</li> </ul>
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス事業者と協同で清掃を実施。</li> <li>毎月逗子市歩行喫煙防止キャンペーン(清掃及び啓蒙活動)に参加。</li> </ul>

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ショットガン方式の導入	法人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ検討する。</li> </ul>
鉄道駅等の乗り場への乗り入れ自主規制の導入・拡充	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉、大船及び逗子駅において自主ルールにより実施。</li> </ul>
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ検討する。</li> </ul>
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。</li> <li>首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループから交通起終点調査協力。</li> <li>神奈川県道路利用者会議に参画。</li> <li>神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。</li> <li>初詣、花火大会及び海水浴など各観光協会イベントに規制、制限など参加協力。</li> </ul>
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要なに応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営委員会で検討中。</li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会	短・中期	・大船、鎌倉、逗子駅のタクシー乗り場に誘導案内表示あり。(道路標記、導線については管理会社へ要請、また更に検討していく。)
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会	中期	・今後自治体が主体とする公共交通会議等に参画する。

## ⑥観光立国実現に向けての取り組み

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ルート別観光タクシーの検討	法人協会	短・中期	・今後検討予定。
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会	短期	・乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会	短・中期	・観光立国かながわ推進連絡会議に参画。 ・関東観光推進会議に参画。 ・神奈川EVプロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携により観光促進を図る。 ・京浜交通圏でモデル事業として始めた「かながわ観光タクシードライバー認定制度」について検討する。
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会	短期	・かながわ観光タクシードライバー認定制度について検討。 ・外部講師による研修会を検討予定。

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会	中期	・今後検討予定。

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務・経営委員会主催による講習会を実施。 (H23.2. 157名、H24.2. 118名、H25.2. 135名、<b>H26.2. 118名、H27.2. 145名参加、H28.2.23開催予定</b>)</li> <li>・横須賀労働基準監督署による労務管理者等研修を実施。 (H23. 23名、H24. 30名、H25. 25名、<b>H26. 23名、H27. 25名参加</b>)</li> <li>・労務経営委員会において、神奈川労働局と労務管理等の勉強会を開催(H25年2月、7月、10月及び11月)</li> <li>・会員事業所の乗務員に対し、将来の展望、今後の生活設計などについてアンケート調査を実施した。(平成26年3月)</li> <li>・固定給制度を導入したタクシー会社を労務委員が訪問し、導入に至る経過、導入後の諸課題について意見交換した。(平成26年9月)</li> <li>・労務委員会において、神奈川労働局職員を招き、子育て支援、労務管理等について勉強会を実施。(平成26年11月)</li> <li>・事業所内保育所を設置しているタクシー会社を労務委員が訪問し、運営状況等について意見交換。(平成27年2月)</li> <li>・労務委員会においてモデル就業規則を作成し、HPに掲載の上、全会員に対し活用を勧めた。(平成27年4月)また、平成27年から6～7月にかけて、各交通圏別に会員事業所を対象とした普及促進セミナーを実施。</li> </ul>

## ⑨事業経営の活性化、効率化

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初乗り運賃短縮による影響調査・分析を実施した。</li> </ul>
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。</li> </ul>

# タクシー事業の活性化に係る 改正特措法施行後の取り組み状況について

平成27年10月28日

小田原交通圏 タクシー事業適正化・活性化協議会

## 地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能向上
- ⑥ 観光立国実現に向けた取組
- ⑦ 防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善、向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化
- ⑩ 過度な運賃競争への対応

# タクシー協会における取り組み状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者配布。</li> <li>・今後、全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組みを検討予定。</li> </ul>
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師2名による講演会を実施。 (H.23.2 157名、H.24.2 118名参加)</li> <li>・外部講師による講習会の実施(支部主催) 23.12.7(参加人数119名)及び24.12.8(参加人数110名) 小田原警察署交通課「交通事故防止について」 ANAビジネスクリエイト(株)「コミュニケーションセミナーお客様の心をつかむ」 24.12.4(参加人数115名)及び24.12.5(参加人数108名) 小田原警察署交通課「管内の交通事故情勢と事故防止について」 ANAビジネスクリエイト(株)「CS向上のためのブラッシュアップセミナー」 25.12.4(参加人数113名)及び24.12.5(参加人数101名) 小田原警察署交通課「交通事故防止について」 27.2.4(参加90名)及び27.2.5(参加人数74名) 小田原警察署交通課「交通事故防止について」 (株)ブレイン「一期一会思いやりドライバーを目指して」</li> <li>・25.4.8小田原駅において「後部席シートベルト装着啓発キャンペーン」を実施(小田原警察署協賛)</li> </ul>
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EVタクシー導入に伴いケア講習を実施。 (H23.1.25 参加人数63名、実施機関:神奈川県)</li> <li>・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修」実施機関としての認定を受け実施。 24年度 257名、25年度 355名、26年度 243名。 27年9月末現在128名受講、11月20日及び28年2月4日実施予定。</li> </ul>
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短距離利用者増加のための周知用パンフ等の作成を検討予定。</li> </ul>
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解していただくためのリーフレットの作成を検討予定。</li> <li>・クリアファイル、シャープペンシルを作成し配布した。</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシーのパンフレットを作成、配布。</li> <li>・UDタクシー広報のための絆創膏を作成し配布した。</li> <li>・成田・羽田定額運賃パンフレットを開港祭・カーフリーデーにおいて配布。</li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
地理教育制度の充実	法人協会	中期	・今後検討予定。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会ホームページのタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)を見直し、UDタクシー、定額運賃等の掲載し充実を図った。(H24.5)</li> <li>・様々な情報を見易くする為にホームページを更新をした。(H25.10)</li> <li>・(一社)全国ハイヤータクシー連合会で情報検索サイト「全国タクシーガイド」の運用開始。(H26.2)</li> </ul>
タクシー利用者に対するアンケート調査の充実	法人協会	短・中期	・全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組みを検討予定。
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。</li> <li>・「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」に参画。</li> </ul>



# タクシー協会における取り組み状況

## ②安全性の維持・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備管理者研修を実施。 (H22.11.302名、H23.11. 268名、H24.11. 315名、H25.11. 290名 <b>H26.11. 290名</b> <b>H27.10.27及び12.7実施予定。)</b></li> <li>・事業用自動車事故防止対策研修会を実施。(23.7.27 参加人数244名)</li> <li>・交通指導員研修会を実施。 (H.23.11. 253名、 H24.11. 236名、 H25.11. 222名、<b>H26.11. 226名、</b> <b>H.27.11.30実施予定)</b></li> <li>・暴力団・覚せい剤等対策の研修を実施。 (H. 26.11.25 139名、 H27.11.25 実施予定)</li> </ul>
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年7月～12月行われる「セーフティチャレンジかながわ」に協賛し事故防止に努めている。</li> </ul>
事業用自動車事故防止コンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年6月～8月の3ヶ月間、全社参加して実施している。(主催:タクシー・バス・トラックの3協会)</li> <li>H22年度表彰 県警本部長・支局長表彰(1社)、会長表彰(1社)、3団体連盟顕彰(7社)</li> <li>H23年度表彰 会長表彰(5社)、3団体連盟顕彰(9社)</li> <li>H24年度表彰 会長表彰(3社)、3団体連盟顕彰(8社)</li> <li><b>H25年度表彰 県警本部長・支局長表彰(2社)、会長表彰(7社)、3団体連盟顕彰(7社)</b></li> <li><b>H26年度表彰 県警本部長・支局長表彰(2社)、会長表彰(8社)、3団体連盟顕彰(5社)</b></li> </ul>
社内無事故コンクールの導入・充実	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S42年より各社にコンクール実施を呼びかけ協賛している。(実施期間:6月1日～翌年5月31日の1年間)</li> </ul>
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東防災連絡会に参画。</li> <li>・<b>「乗務員用災害対策マニュアル」を作成中。</b></li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ②安全性の維持・向上

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会	中期	・今後検討予定。
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会	短期	・神奈川県警主催による交通安全運動等と連携して交通事故防止を実施。
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会	短期	・今後検討予定。

# タクシー協会における取り組み状況

## ③環境問題への貢献

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会	短期・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。</li> <li>・EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。</li> <li>・低公害車両専用乗り場設置に向け今後検討していく予定。</li> <li>・H23.3.4 小田原駅西口でEVタクシーを展示し、エコカーキャンペーンを実施。</li> <li>・かながわEVタクシープロジェクト主催によりEVタクシー利用促進のため「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーンを実施。(H25.1.1～2.28、 H25.9.20～12.25)</li> <li>・かながわソーラーフェア(H.25.1.26:横浜赤レンガ)及び麒麟横浜ビアビレッジ(H.25.2.9～2.11、H25. 10.11～13及び11.1～3):麒麟ビール横浜工場)において利用促進のためのイベントを開催。また横浜ベイサイドマリーナにおいて3.7～9にイベントを開催。</li> <li>・横浜駅東口タクシー乗り場において、H25.11及びH26. 2 に普及拡大を図るための調査を実施。</li> <li>・EVタクシー普及に向けて神奈川県による【EV乗務員育成支援事業】に参画。</li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ④交通問題、都市問題の改善

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進	法人協会	短期	・協会交通指導事故防止委員会主体による街頭指導の実施。
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会	短期	・小田原駅東・西口において週5～6回清掃を実施。また、湯河原駅及び真鶴駅においては乗務員により毎日実施。

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ショットガン方式の導入	法人協会	中期	・箱根湯本駅南タクシー乗り場において実施(H21年)しているが、今後も必要に応じ検討。(乗り場待機台数1両、駐車乗待機台数21両、駅までの距離100m)
鉄道駅等の乗り場への乗り入れ自主規制の導入・拡充	法人協会	短・中期	・小田原駅(東・西口)、湯河原駅、真鶴駅及び新松田駅等で自主ルール(待機台数等)を設定し実施。
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会	短・中期	・必要に応じ検討。
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会	短期	・国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査に協力。 ・首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループからの交通起終点調査協力。 ・神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。 ・神奈川県道路利用者会議に参画。
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会	中期	・経営委員会で検討中。

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会	短・中期	・小田原駅(東・西口)にタクシー乗り場の誘導案内表示あり。(道路標記、導線については管理会社へ要請、また更に検討していく。)
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会	中期	・小田原市、湯河原町、山北町、南足柄市及び松田町地域公共交通会議に参画。

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑥観光立国実現に向けての取り組み

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
ルート別観光タクシーの再構築	法人協会	短・中期	・外国観光客向けの富士山への定額運賃制を導入。
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会	短期	・乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国かながわ推進連絡会議に参画。</li> <li>・神奈川EVタクシープロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携により観光促進を図る。</li> <li>・小田原駅構内タクシー組合(9社)で小田原市観光協会に加盟し同協会が主催する会議に参画。</li> <li>・関東観光推進会議に参画。</li> <li>・京浜交通圏でモデル事業として始めた「かながわ観光タクシードライバー認定制度」について検討中。</li> <li>・箱根町周辺の火山・噴煙情報を協会H・Pに掲載。</li> </ul>
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢観光ガイドタクシー乗務員による講演会を実施(25.12.5 113名参加、12.5 101名参加)</li> <li>・かながわ観光タクシードライバー認定制度について検討中。</li> </ul>

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会	中期	・今後検討。

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務・経営委員会主催による講習会を実施。 (H23.2 157名, H24.2 118名, H25.2 135名、<b>H26.2 118名、H27年2 145名参加、H28.2.23開催予定</b>)</li> <li>・労務経営委員会において、神奈川労働局と労務管理等の勉強会を開催(H25年2月、7月、10月及び11月)</li> <li>・小田原労働基準監督署担当者による研修会の実施 23.11.24 受講者17名、25.2.26 受講者25名</li> <li>・<b>会員事業所の乗務員に対し、将来の展望、今後の生活設計などについてアンケート調査を実施した。(平成26年3月)</b></li> <li>・<b>固定給制度を導入したタクシー会社を労務委員が訪問し、導入に至る経過、導入後の諸課題について意見交換した。(平成26年9月)</b></li> <li>・<b>労務委員会において、神奈川労働局職員を招き、子育て支援、労務管理等について勉強会を実施。(平成26年11月)</b></li> <li>・<b>事業所内保育所を設置しているタクシー会社を労務委員が訪問し、運営状況等について意見交換。(平成27年2月)</b></li> <li>・<b>労務委員会においてモデル就業規則を作成し、HPに掲載の上、全会員に対し活用を勧めた。(平成27年4月)また、平成27年から6～7月にかけて、各交通圏別に会員事業所を対象とした普及促進セミナーを実施。</b></li> </ul>

# タクシー協会における取り組み状況

## ⑨事業経営の活性化、効率化

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会	中期	・初乗り運賃短縮による影響調査・分析を実施した。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。



# 活性化の取り組み状況(抜粋)

平成27年10月28日  
県央・湘南・小田原交通圏  
タクシー事業適正化・活性化協議会



## 【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり(1)

### ユニバーサルデザイン車の導入促進(1)

■ ユニバーサルデザイン車とは、健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）のタクシー車両であって、流し営業などの通常のタクシー営業に用いるもの



■神奈川県UDタクシー導入車両数 (71社157両)

	23年度末	24年度末	25年度	26年度
京浜交通圏	13社21両	52社88両	59社115両	57社127両
湘南交通圏	-	2社4両	3社6両	3社6両
県央交通圏	6社7両	7社12両	9社15両	10社20両
小田原交通圏	1社1両	2社3両	2社3両	3社4両

参考：全国 365社 690両(26年度末)



24年8月5日のタクシーの日  
「UDタクシー出発式」を開催

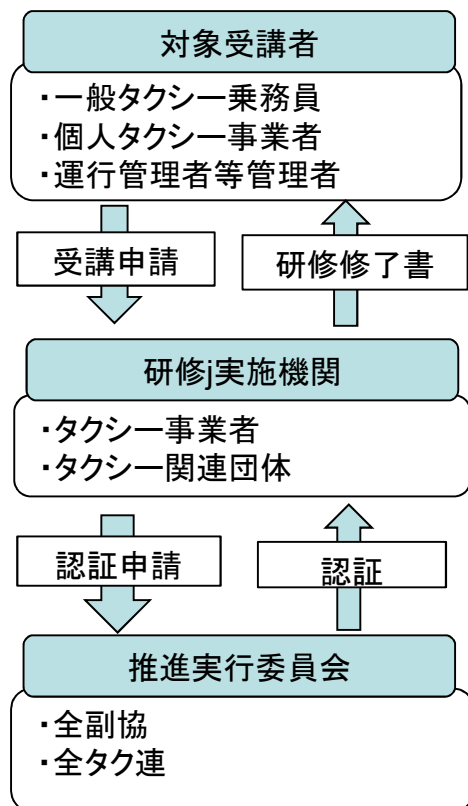
## 【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり(2)

### ユニバーサルデザイン車の導入促進(2)

#### ■ ユニバーサルドライバー研修とは

・近年の社会状況に即して必要とされる「バリアフリー研修」を、タクシー事業者が実施できるようシステム化したもの。研修により、高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般タクシー乗務員の「接遇向上」を目指す。

・(一社)神奈川県タクシー協会は、兵庫県に続いて全国2番目に協会の実施機関として認証。



#### ■ ユニバーサルドライバー研修科目

1. タクシーとユニバーサル社会
2. お客様とのコミュニケーション
3. お客様の理解と接遇・介助方法
4. 車いすの取り扱い方と乗車、降車



#### ■ ユニバーサルドライバー研修受講者数

交通圏別	市別	24年度	25年度	26年度	合計
京 浜	横 浜	249	241	179	669
	川 崎	3	73	27	103
	横須賀		15	13	28
湘 南			8	9	17
県 央		5	12	12	29
小 田 原			6	3	9
合 計		257	355	243	855
全 国		2,081	4,975	6,522	13,578

## 【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり(3)

### ユニバーサルデザイン車の導入促進(3)

#### ■ UD車両対応乗り場の設置

##### 【概要】

- ・ JR川崎駅北口及び中央口にUD車両に対応した乗り場の設置（平成25年7月23日）
- ・ JR横浜駅東口にUD車両待機レーンの設置（平成25年6月28日）
- ・ 武蔵小杉駅東口に交通広場の設置に伴いUDタクシー待機レーンを設置（平成26年3月30日）
- ・ 新川崎駅にUD専用乗り場の設置（平成27年3月31日）
- ・ みなとみらい赤十字病院にUD専用乗り場に向けて現在実証実験実施中。（27年9～10月末予定）

##### 【取組】

- ・ UD車両乗り場前の歩道と車道との段差をスロープ式に改装
- ・ UD車両のスロープが出せるスペースの確保
- ・ 待機順に関係なくUD車両を乗り場に付けられるよう、運用方法を検討

##### 【効果】

- ・ 一般利用者を含めた認知度の向上

#### ■ 神奈川県タクシー協会 横浜支部UDタクシー導入事業者連絡協議会の設置

##### 【設立趣旨】

- ・ UD車両の普及促進のための方策を検討

##### 【構成員】

- ・ 導入事業者、横浜市、自動車ディーラー、神奈川運輸支局

##### 【検討事項】

- ・ 導入事業者へのアンケート実施
- ・ 共通課題の論議
- ・ 利用者への認知度アップのためのPR方策
- ・ 専用乗り場、専用レーンの設置 等

# 【地域計画の目標】 ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり(4)

## 子育て・妊婦支援タクシー

### 子育て支援タクシーの状況(三ツ境交通)

#### ○乗務員養成

子育てタクシー乗務員については、養成プログラムを受講させ認可制度を導入。研修終了者には修了書を交付し社内の資格制度としている。

#### ○運営システム

- ・地元子育て団体「NPO法人まんま」とタイアップし、情報を共有するとともに、タクシー会社独自では運営できない面を補ってもらっている。
- ・タクシー内に子育て情報誌を設置し利用者に地域の情報を提供。
- ・NPO法人を通じて、タクシー会社への要望、苦情、お礼の言葉をいただくシステムを構築。これにより、小さな要望等が会社へ届き、サービス改善の種となっている。



子育て乗務員研修中



子供1人を運送

#### 車両搭載チャイルドセット

- ①防水シート ②エチケット袋 ③ティッシュペーパー  
④アロマスプレー

#### 運送コース設定

#### ①カンガルー

子供と保護者が同乗する。  
(要望に応じて玄関まで荷物の手伝い)

#### ②ひよこ

子供1人で乗車  
(事前登録制で通園、通学、祖父母宅への送迎など)

#### ③ふくろう

急なトラブルや夜間の送迎  
(夜間、休日病院への送迎、妊婦の方の送迎)

#### ④こうのとり

陣痛  
(事前登録された方の産院への送迎など)



輸送回数

	カンガルー	ひよこ	ふくろう	こうのとり	計
H24年	1,789	208	6	14	2,017
H25年	1,309	246	15	43	1,613
H26年	1,402	164	62	84	1,712

- ・子育てニーズに応えた結果、全体の輸送回数が着実に増加している。
- ・子育て輸送は従来のタクシー運賃と同様で特別な料金はなし。

## 【地域計画の目標】 ②安全性の維持向上(1)

### デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

- ・ドライブレコーダー(\*)は県内事業者において既に約**96%**(23年3月末62%)
- ・デジタルタコグラフ(\*)については、県内事業者で約**56%**(23年3月末49%)
- ・ドライブレコーダーの装着率は大幅に上昇したが、デジタルタコグラフの装着率は大幅には改善していない。両システムとも乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として更なる導入に取り組むことが必要。

\*ドライブレコーダー:自動車事故の前後における自動車の挙動等を映像により記録する機器。

\*デジタルタコグラフ:デジタル方式によるタコメーター(運行記録計)。

	ドライブレコーダー			デジタルタコグラフ		
	27年3月末			27年3月末		
	車両数	装着数	装着率	車両数	装着数	装着率
京浜交通圏	7,029	6,786	96.6%	7,029	4,261	60.6%
県央交通圏	2,030	1,893	93.3%	2,030	943	46.5%
湘南交通圏	353	352	99.7%	353	252	71.4%
小田原交通圏	531	523	98.5%	531	151	28.4%
計	9,943	9,554	96.1%	9,943	5,607	56.4%

## 【地域計画の目標】 ②安全性の維持向上(2)

### 交通指導員研修等の充実

#### 【法人協会】

1. 毎年、交通指導員の研修会を開催し、それぞれ事業所に戻り乗務員に研修内容を伝え事故防止に努めている。
2. 春・秋の全国交通安全運動と夏の交通事故防止運動及び年末年始自動車輸送安全総点検運動を実施し、街頭指導や街頭査察を行っている。
3. 事業用自動車事故防止コンクールに参加。
4. 優良乗務員に対して表彰を実施。

#### 【個人協会】

1. 安全運行指導員を養成し、組合において会員事業者には事故防止の啓蒙、営業・健康管理面のアドバイスをを行っている
2. 許可の期限更新時に専門家を招き安全運転講習会を開催。

1. 交通指導員研修会内容	2. 事故防止コンクール結果	
タクシー事業の現況について	事業用自動車事故防止コンクール結果(平成26年6月～8月)	
タクシーサービス向上について	1. 県警本部長、運輸支局長表彰(期間中延走行90万km以上または5年通算90万km以上)	17事業者
年末年始総点検及び重大事故について	2. 協会長表彰(期間中延走行20万km以上90万km未満または5年通算60万km以上)	54事業者
交通事故防止対策等について	3. 連名顕彰(期間中延走行20万km未満)	25事業者
交通事故現場からの事故防止について		

※26年度 148社 226名出席

#### 3. 優良乗務員協会長表彰

平成26年度  
平成26年11月19日 8名受賞





## 【地域計画の目標】 ③環境問題への貢献

### EV・HV車両等の導入(自治体とタイアップした活性化事業)

- ・神奈川県内のタクシー車両数に占める低公害車両の割合は、年々増加している。
- ・電気自動車は従来のタクシーに比べCO2の排出量が1/4。

低公害自動車導入状況(法人)平成27年3月31日現在

	ハイブリッド	電気自動車
京浜	89	13
県央	142	13
湘南	19	4
小田原	38	8
合計	288	38

低公害自動車導入状況(個人)平成27年3月31日現在

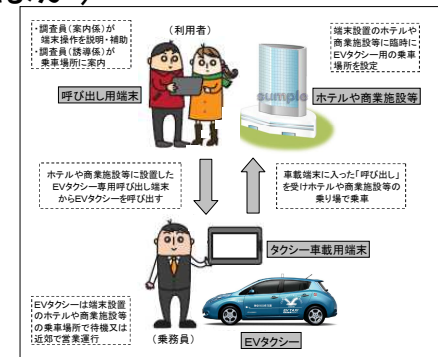
	ハイブリッド	電気自動車
京浜	737	1
県央	140	0
小計	877	1

### かながわEVタクシープロジェクト

- ・ 22年4月神奈川県、(一社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者による「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」を発足。
- ・ EVタクシー普及促進事業
  - 24年2月オンデマンド運行実証実験(パシフィコ横浜、湯本富士屋ホテルほか)
  - 25年1月及び9月「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーン
  - 26年3月無料シャトルタクシーへの乗車体験会(横浜ベイサイドマリーナ)
- ・ 24年7月横浜市東部病院EにEVタクシーシェア乗り場の運用開始
- ・ **26年度「EVタクシー運転者育成支援事業」**
- ・ **27年2月かながわ駅伝大会運営参加**



かながわ駅伝運営車両



オンデマンド運行実証実験

## 【地域計画の目標】 ④ 交通問題・都市問題の改善

### ショットガン方式の導入

・駅タクシー乗場に集中するタクシーを回避するため、約500m離れた相模大野駐車場(相模原市管理)をタクシー待機場所とし、同所に設置の「相模大野駅前タクシー乗場」のモニター映像に映し出される空き状況を確認してタクシー乗場に着ける。

・相模大野駅(H8年10月運用)

運用時間:7:00~24:00

乗り場待機台数:14両

駐車場待機台数:30両

大野市営駐車場の距離:500m

モニターの伝送:NTT回線

・藤沢駅南口(H23年4月運用)

運用時間:22:15~24:30

乗り場待機台数:27両

駐車場待機台数:25両

市民会館駐車場の距離:800m

モニターの伝送:NTT回線

・橋本駅南口(H24年10月運用)

運用時間:8:30~24:00

乗り場待機台数:16両

駐車場待機台数:70両

アイダエンジニアリング駐車場の距離:1000m

モニターの伝送:無線機によるランプ表示

駐車場



モニター映像



乗り場に配車

タクシー乗り場



## 【地域計画の目標】 ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能向上

### 公共交通会議等自治体主体の交通施策への積極的な関与

平成24年度～ 神奈川県秦野市における地域公共交通確保維持改善事業

補助対象事業者名

株式会社 愛鶴  
(タクシー事業者)

系統名

上地区乗合自動車  
(行け行けぼくらのかみちゃん号)

経緯

公共交通の現況

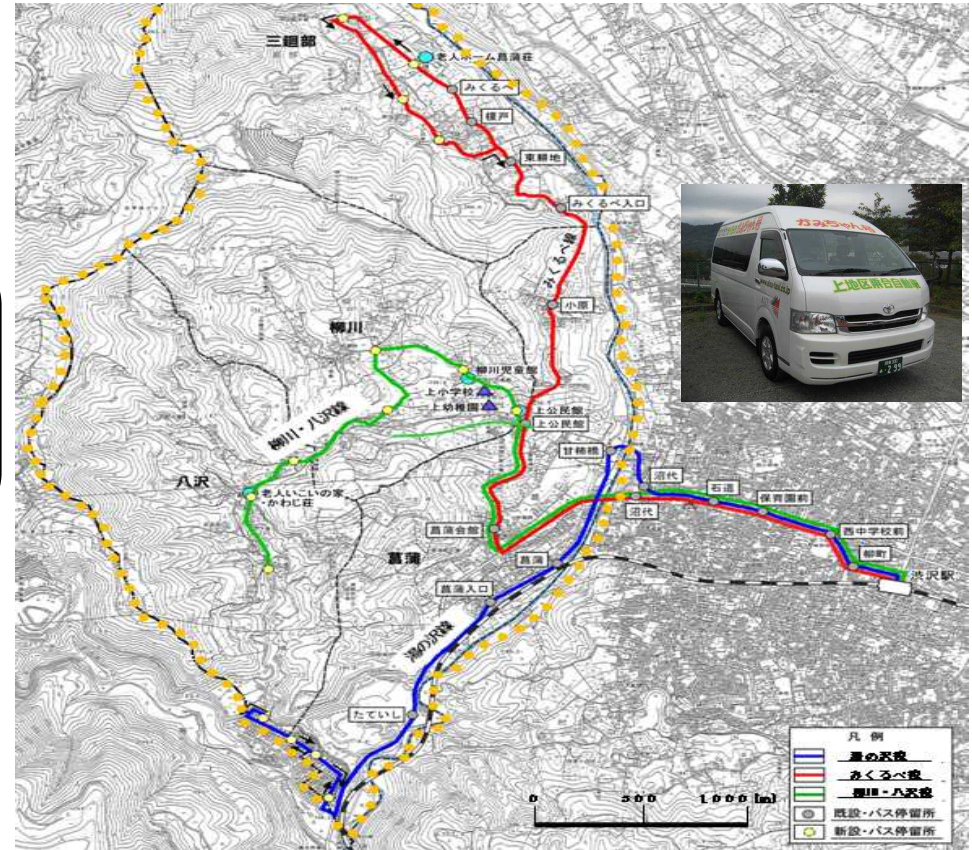
- ・市内に鉄道駅が4駅あるほか、これら4駅を中心として路線バスと乗合タクシーが放射状に運行されている。
- ・小田急小田原線渋沢駅から上地区へは、路線バスが運行していたが、不採算を理由として、平成23年9月30日をもって、その路線バスが廃止されることになったため、地域住民の判断により、生活に必要な交通確保策として、実証運行を開始した。

目的・必要性

上地区の住民は、通院、買い物等のため、渋沢駅周辺に出る必要があることから、既存の路線バスに代わり、生活に必要な移動を維持するために不可欠な移動手段である。

事業の概要

- ・運行区間 湯の沢線: 渋沢駅北口ー湯の沢終点、みくるべ線: 渋沢駅北口ーみくるべ自治会館、柳川・八沢線: 渋沢駅北口ー八沢沢ノ下
- ・運行日 月曜日～金曜日の平日(土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日～1月3日までは運休)
- ・運行時間帯 5:55～20:19 ・運行本数 湯の沢線19便、みくるべ線11便、柳川・八沢線7便、みくるべ線+柳川八沢線1便
- ・運行車両 10人乗りワゴン車両による運行 ・運賃 200円、250円、300円(3つのエリアに区分したエリア制運賃)
- ・回数券 1,500円で1,650円分の乗車が可能
- ・通学パス 通学のために乗車する小学生を対象に発行し、通学時は1乗車100円で利用できる。



# 【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組(1)

## 羽田空港国際化への対応(1)

平成22年10月21日に供用開始した羽田空港国際線ターミナルの24時間化に対応すべく、京浜地区への輸送確保として国際線ターミナルタクシー乗り場に京浜地区方面乗り場を設置。

国際線乗り場の概要 → 乗り場1台、待機場15台

国際線タクシー利用者の利便向上策

- ① 会話コミュニケーションツールとしての指差し外国語シートの導入
- ② 指差し外国語シート携帯タクシーへの車体ステッカーによる表示
- ③ 「おもてなしの心」を表すためドアサービス、トランクサービスの励行
- ④ タクシーセンターによる巡回指導の実施
- ⑤ わかりやすいゾーン別定額制運賃の導入



神奈川県全交通圏(京浜交通圏の一部地域を除く)に、羽田及び成田空港への定額運賃制度の導入。

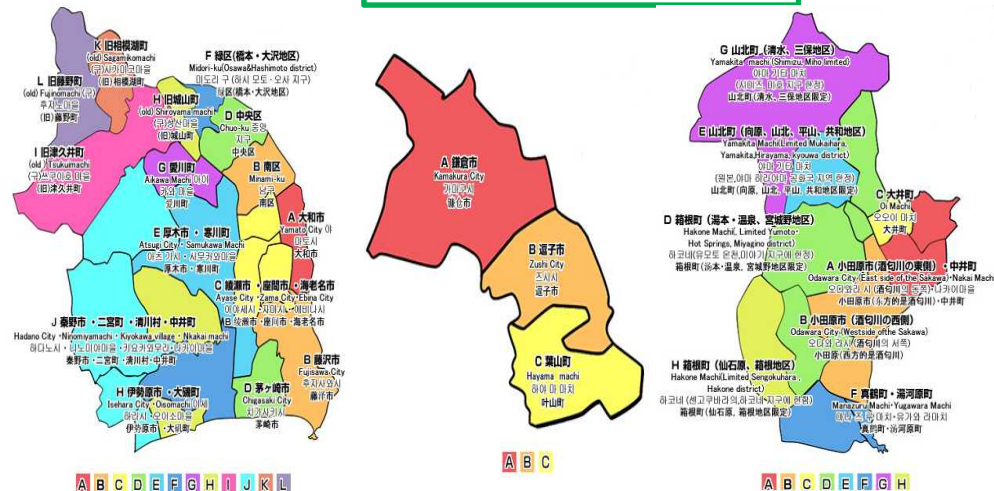
指差しシート図



シート搭載車体ステッカー



羽田空港～3交通圏定額運賃



# 【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組(2)

## 羽田空港国際化への対応(2)

### 国際線乗り場の状況

タクシー乗り場において、24時間対応や外国人旅客に対する「おもてなしの心」のサービス提供のための研修、「指差し外国語シート」による利用案内、シート搭載車両ステッカー貼付のサービスを開始。オープン当初は航空機の就航便数が少なく利用があるのか手探り状態の運行開始あったが、国際線発着も増便していることから、27年3月期は過去最高の輸送実績となっている。また27年4月からは国際線・国内線のタクシー乗り場は、定額運賃乗り場となり、横須賀・三浦市を含めて全17ゾーンの適用となった。今後、国内線路線も充実した羽田空港をハブ空港として、また2020年の東京オリンピックも控えており、更に発着回数は増加することが想定され、神奈川方面の利用者増加も見込まれることから、さらにサービスの質を向上させる必要がある。

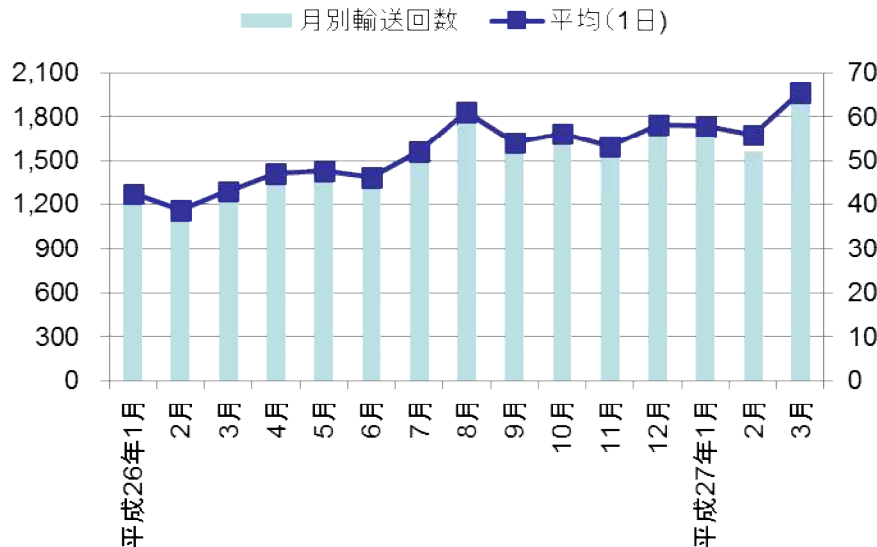


待機場における指導

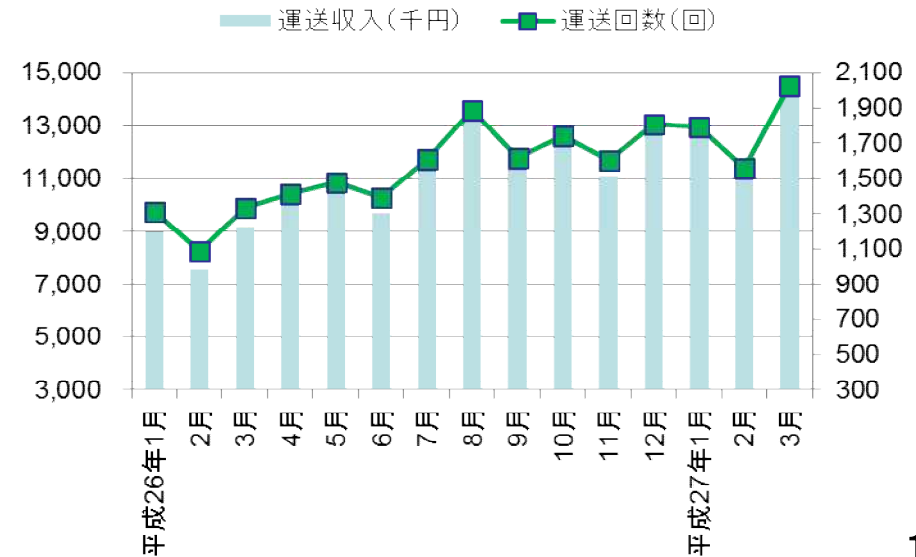


国際線京浜方面乗り場

### 稼働状況



### 羽田空港定額運賃の実績推移(京浜交通圏)



## 【地域計画の目標】 ⑥観光立国実現に向けた取組(3)

### かながわ観光タクシープロジェクト推進ネットワーク会議の設置

#### 【趣旨】

神奈川県に訪れる多くの観光客等に、乗務員が「おもてなしの心」を持った接客・接遇ができるよう関係機関の協力を頂き、かながわ観光タクシードライバーの育成を図る。

#### 【構成員】

国、自治体、**フェリス女学院大学**、観光協会、商工会議所、横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜シティガイド協会、神奈川タクシーセンター

### かながわ観光タクシードライバー認定制度

#### 【受講資格】

1. ユニバーサルドライバー研修を修了した者。
2. 道路交通法、自動車運送法等の違反のない者。
3. 乗務員として1年以上の経験を有する者。

#### 【認定】

かながわ観光タクシードライバー認定研修を受講し  
かつ効果測定試験に合格した者。

#### 【出発式】

平成26年3月27日 赤レンガ倉庫(12時30分～)



認定証



認定マーク

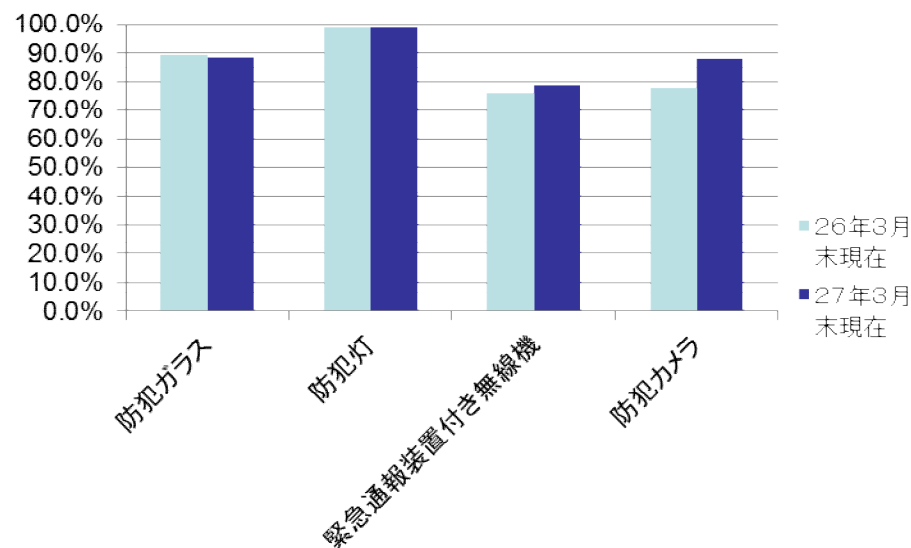


## 【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上(1)

### 防犯装置設置の推移

- ・毎年、泥酔者によるトラブル、偽造通貨・紙幣やタクシー強盗等による被害が発生している。平成22年に平塚市内で発生したタクシー強盗によって、乗務員の尊い命が失われており、対策の強化が進んでいる。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。

	27年3月末現在	
	設置数	装着率
総車両数	9,943	
防犯ガラス	8,835	88.9%
防犯灯	9,846	99.0%
緊急通報装置付き無線機	7,886	79.3%
防犯カメラ	8,770	88.2%



※神奈川県タクシー協会調べ

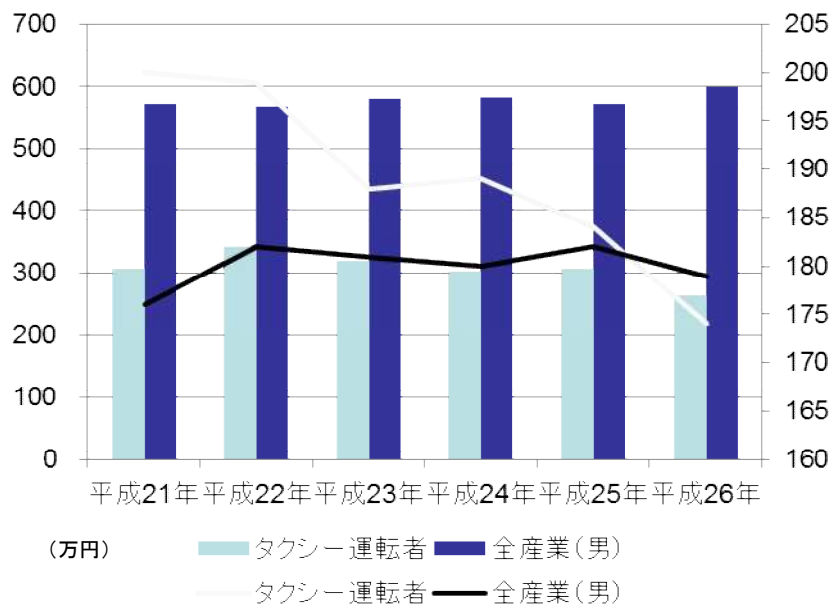
防犯灯は約100%の設置となっている。防犯カメラは、犯罪を抑制する上でも大変有用。23年末40%設置から、27年3月末現在では、約88%に上昇している。

## 【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上(2)

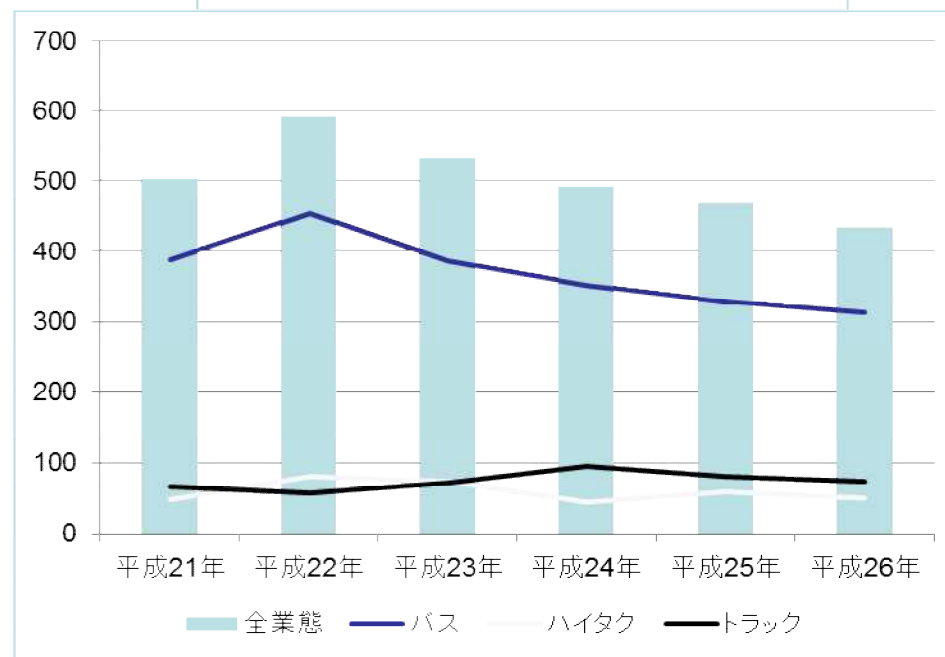
### タクシー運転者の平均賃金・労働時間の推移及び重大事故件数の推移

・タクシー運転者の平均賃金は、全産業労働者との乖離は大変大きく、早急に対策が必要。

タクシー運転者の平均賃金・労働時間の推移



タクシー自動車の重大事故件数の推移



賃金(年間)の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
タクシー運転者	308	342	320	303	308	264
全産業(男)	572	569	581	584	574	600

労働時間(月間)の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
タクシー運転者	200	199	188	189	184	174
全産業(男)	176	182	181	180	182	179

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
バス	389	455	388	352	329	312
ハイタク	48	80	73	45	59	49
トラック	66	57	72	95	81	74
全業態	503	592	533	492	469	435

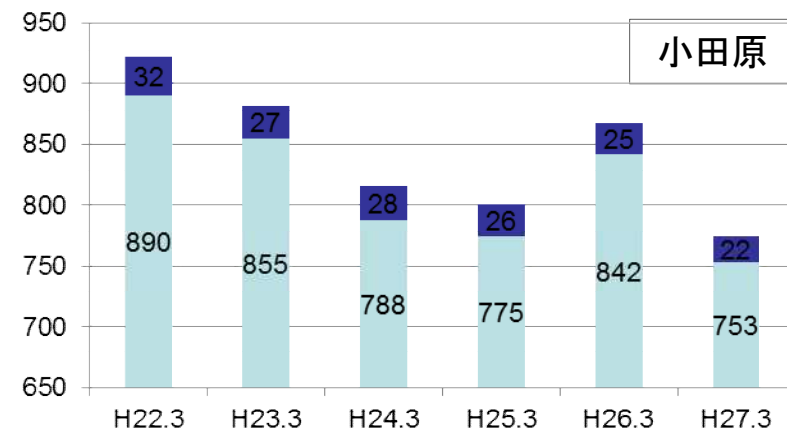
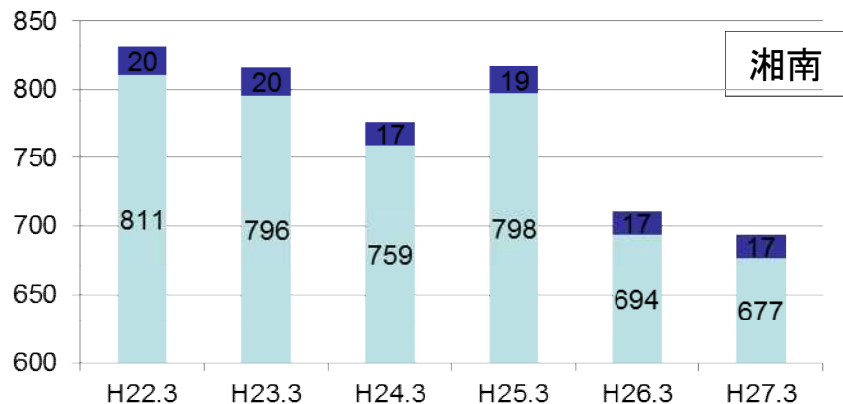
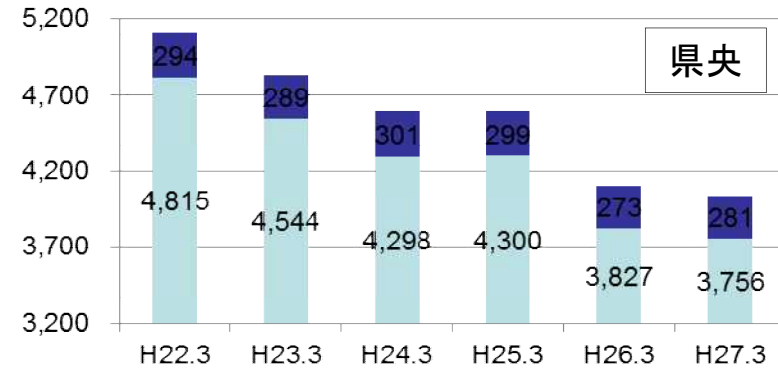
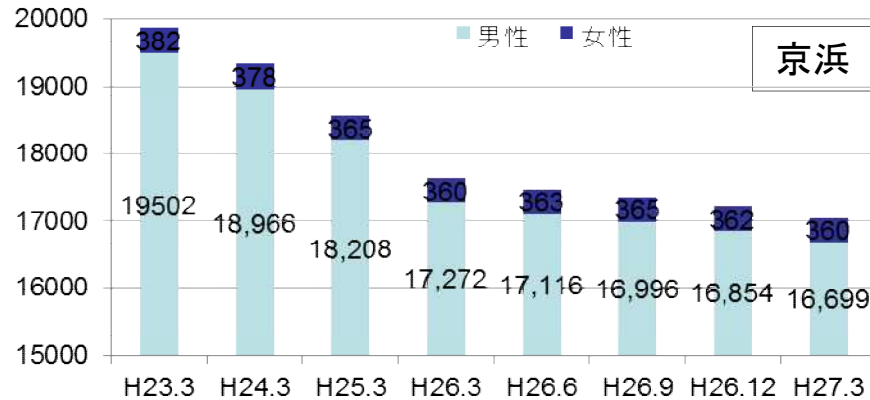
※厚生労働省:賃金構造基本統計調査より



## 【地域計画の目標】 ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上(3)

### タクシー運転者の推移

- 法人の車両減少に伴い、運転者登録件数は平成22年12月以降全体として減少傾向にある。女性運転者数は横ばいとなっている。平均年齢は年々上昇し、現在は**60.4才**となっており、早急に運転者の高齢化に対応する必要がある。
- また、平成27年10月より輸送の安全及び利用者利便の確保を図るためタクシー運転者の登録制度が実施された。



※神奈川タクシーセンター調べ

## 県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（改正案）

平成 22 年 3 月 29 日

一部改正 平成 24 年 12 月 21 日

一部改正 平成 年 月 日

### 県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
  - ① 県央交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
  - ② タクシー事業の現況
  - ③ 取組の方向性
2. タクシー事業の適正化・活性化実施 3 年間の取り組み状況（略）
3. 地域計画の目標（略）
  - ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
  - ② 安全性の維持・向上
  - ③ 環境問題への貢献
  - ④ 交通問題、都市問題の改善
  - ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
  - ⑥ 観光立国実現に向けた取組み
  - ⑦ 防災・防犯対策等社会への貢献
  - ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - ⑨ 事業経営の活性化、効率化
  - ⑩ 過度な運賃競争への対策

◆ 以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

#### 4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成 26 年 1 月 27 日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・ 関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・ 特に「⑥観光立国実現に向けての取組み」では、平成 26 年 6 月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」において、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すとし、政府一丸、官民一体となって

取り組んでおり、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。

- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020 年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入等について、積極的に推進していくべきである。
- ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成 26 年 7 月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
- ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日付け公示（平成 27 年 8 月 19 日一部改正）において、関東運輸局から神奈川県県央交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
- ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80 %又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90%又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、上限値 2, 431 両（実働率 80%）、下限値 2, 073 両（実働率 94%）が示されたところである。
- ・これに基づき平成 27 年 3 月末の車両数 2, 227 両からすると実働率（80%、94%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ▲9.2%、6.9%の乖離があるが、適正と考えられる車両数の上限値は下回っている。
- ・しかしながら輸送需要が低迷している状況にあり、タクシーが引き続き地域公共交通機関としての機能を十分に発揮するためにも、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。加えて、タクシー事業者においては事業の効率化を図る等の適正化への取り組みも推進していく必要がある。

## 5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化事業**その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

- ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ②安全性の維持・向上
- ③環境問題への貢献
- ④交通問題、都市問題の改善
- ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥観光立国実現に向けての取組み
- ⑦防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨事業経営の活性化、効率化
- ⑩過度な運賃競争への対策

### ◆**活性化事業**計画を進めるに当たっての留意すべき事項

## 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（改正案）

平成 22 年 4 月 22 日

一部改正 平成 24 年 12 月 11 日

一部改正 平成 年 月 日

### 湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
  - ①湘南交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
  - ②タクシー事業の現況
  - ③取組の方向性
  
2. タクシー事業の適正化・活性化実施 3 年間の取り組み状況（略）
  
3. 地域計画の目標（略）
  - ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
  - ②安全性の維持・向上
  - ③環境問題への貢献
  - ④交通問題、都市問題の改善
  - ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
  - ⑥観光立国実現に向けた取組み
  - ⑦防災・防犯対策等社会への貢献
  - ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - ⑨事業経営の活性化、効率化
  - ⑩過度な運賃競争への対策◆以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

#### 4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成 26 年 1 月 27 日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光立国実現に向けた取組み」では、平成 26 年 6 月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」において、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すとし、政府一丸、官民一体となって

取り組んでおり、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。

- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020 年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入等について、積極的に推進していくべきである。
  - ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成 26 年 7 月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
  - ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日付け公示（平成 27 年 8 月 19 日一部改正）において、関東運輸局から神奈川県湘南交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
  - ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80%又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90%又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、上限値 374 両（実働率 80%）、下限値 332 両（実働率 90%）が示されたところである。
  - ・これに基づき平成 27 年 3 月末の車両数 389 両からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ 3.9%、14.7%の乖離があり、上限値と比べても 15 両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取り組みを推進していく必要がある。
- また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

## 5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

- ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ②安全性の維持・向上
- ③環境問題への貢献
- ④交通問題、都市問題の改善
- ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨事業経営の活性化、効率化
- ⑩過度な運賃競争への対策

### ◆**活性化**事業計画を進めるに当たっての留意すべき事項

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（改正案）

平成 22 年 4 月 28 日  
一部改正 平成 25 年 2 月 5 日  
一部改正 平成 年 月 日

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針（略）
  - ①小田原交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割
  - ②タクシー事業の現況
  - ③取組の方向性
  
2. タクシー事業の適正化・活性化実施 3 年間の取り組み状況（略）
  
3. 地域計画の目標（略）
  - ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
  - ②安全性の維持・向上
  - ③環境問題への貢献
  - ④交通問題、都市問題の改善
  - ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
  - ⑥観光振興への取組み
  - ⑦防災・防犯対策等社会への貢献
  - ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - ⑨事業経営の活性化、効率化
  - ⑩過度な運賃競争への対策

◆以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

4. 改正タクシー特措法施行後の地域計画の目標

平成 26 年 1 月 27 日付けで特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、目標の一部を見直す。

- ・関係者の継続的な取り組みにより、「3. 地域計画の目標」を更に深度化させていくことが活性化を推進していくためには、必要不可欠である。
- ・特に「⑥観光振興への取組み」では、平成 26 年 6 月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」において、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、訪日外国人旅

行者数 2000 万人の高みを目指すとし、政府一丸、官民一体となって取り組んでおり、今後、益々訪日外国人旅行者の増加が見込まれている。

- ・こうした絶好の機会を捉え、関係者、特に事業者及び事業者団体は、2020 年に向けて、外国人旅行者に対する利便性向上のための対策を講じていくことが重要である。具体的には、外国語対応車載機器等の開発・導入等について、積極的に推進していくべきである。
  - ・また、最近のタクシー業界を取り巻く状況としては、運転者確保問題による実働率の低下が顕著に見受けられている。国土交通省においても自動車局内にプロジェクトチームを設け、「自動車運送事業等における労働力確保対策について」等の検討がなされ、平成 26 年 7 月にとりまとめられたところであり、新卒者や女性の積極的な雇用を図るため、労働環境の改善、女性が働きやすい職場環境の整備など新たな取り組みの推進により各事業者の車両数に応じた適切な運転者の確保が図られるとともに、タクシー運転者が魅力ある職業になることが望まれる。
  - ・さらに平成 27 年 1 月 23 日に一部改正された「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、平成 27 年 1 月 27 日付け公示（平成 27 年 8 月 19 日一部改正）において、関東運輸局から神奈川県小田原交通圏の新たに適正と考えられる車両数が公表されたところである。
  - ・この公表によると適正と考えられる車両数の上限値については、実働率 80%又は平成 13 年度値のいずれか低い数値、下限値については、実働率 90%又は平成 13 年度値のいずれか高い数値により、上限値 447 両（実働率 80%）、下限値 397 両（実働率 90%）が示されたところである。
  - ・これに基づき平成 27 年 3 月末の車両数 501 両からすると実働率（80%、90%）により算定した適正と考えられる車両数に対して、それぞれ 10.8%、20.8%の乖離があり、上限値と比べても 54 両の差が認められ、各事業者においては、本協議会等における今後の適正化のあり方についての議論を踏まえ、各社が自らの判断で適正化の取組みを推進していく必要がある。
- また、関係者は更なる活性化に向け、積極的に取り組むことが重要である。

## 5. 地域計画の目標を達成するために行う**活性化**事業その他の事業及びその実施主体に関する事項（略）

- ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり
- ②安全性の維持・向上
- ③環境問題への貢献
- ④交通問題、都市問題の改善
- ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥観光振興への取組み
- ⑦防災・防犯対策等社会への貢献
- ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨事業経営の活性化、効率化
- ⑩過度な運賃競争への対策

### ◆**活性化**事業計画を進めるに当たっての留意すべき事項





公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成26年度末 車両数(両)	平成26年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	27,665	24,591	28,145	1.7
	北多摩	1,749	1,555	1,749	0.0
	南多摩	1,214	1,057	1,240	2.1
	西多摩	200	177	209	4.3
神奈川	県央	2,431	2,073	2,227	-9.2
	湘南	374	332	389	3.9
	小田原	447	397	501	10.8
千葉	京葉	1,453	1,287	1,514	4.0
	東葛	996	885	1,097	9.2
	千葉	1,085	964	1,364	20.5
	市原	303	267	385	21.3
埼玉	県南中央	2,399	2,132	2,540	5.6
	県南東部	1,217	1,081	1,303	6.6
	県南西部	1,464	1,302	1,553	5.7
	県北	399	355	431	7.4
群馬	東毛	290	245	329	11.9
群馬・埼玉	中・西毛	944	769	1,088	13.2
茨城	県北	430	329	485	11.3
	水戸県央	571	497	753	24.2
	鹿行	236	184	325	27.4
	県南	774	627	927	16.5
	県西	305	246	385	20.8
栃木	宇都宮	643	571	845	23.9
	県南	433	374	519	16.6
	塩那	187	155	241	22.4
山梨	甲府	367	326	396	7.3

※上記「平成26年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	878,169,850	0.99	2,102,104,724	0.44	8,509,624	0.80	0.90
	北多摩	50,438,154	0.98	110,090,275	0.49	562,669	0.80	0.90
	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
	西多摩	5,930,331	0.98	12,728,736	0.52	66,035	0.80	0.90
神奈川	県央	64,735,497	0.99	133,411,821	0.50	746,325	0.80	0.94
	湘南	10,968,480	0.99	22,821,668	0.51	118,767	0.80	0.90
	小田原	9,563,825	0.98	22,601,040	0.47	149,648	0.80	0.90
千葉	京葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
	市原	5,116,693	0.97	11,494,624	0.51	103,499	0.79	0.90
埼玉	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
	県南東部	28,041,572	0.98	59,965,546	0.47	365,517	0.80	0.90
	県南西部	40,863,644	0.98	87,541,991	0.50	468,004	0.80	0.90
	県北	7,828,454	0.97	17,024,520	0.52	135,389	0.80	0.90
群馬	東毛	5,560,423	0.97	11,675,549	0.53	92,036	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,971,854	0.98	29,752,590	0.51	282,622	0.73	0.90
茨城	県北	6,543,477	0.97	15,175,236	0.47	121,207	0.69	0.90
	水戸県央	10,488,088	0.98	24,960,052	0.50	196,239	0.78	0.90
	鹿行	3,703,050	0.97	9,124,760	0.51	78,132	0.70	0.90
	県南	13,793,101	0.97	31,287,058	0.49	237,140	0.73	0.90
	県西	4,540,346	0.97	9,901,291	0.52	94,948	0.73	0.90
栃木	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90
	県南	7,327,496	0.97	16,416,481	0.51	143,463	0.78	0.90
	塩那	3,530,283	0.96	7,807,219	0.52	60,539	0.74	0.90
山梨	甲府	6,137,507	0.96	15,140,801	0.46	127,472	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.10	0.20
千葉	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
埼玉	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- \*1……「平均対前年度対比」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- \*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- \*3……実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- \*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率